

平成28年6月20日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	10 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	11 番	松本末治
3 番	樋口作二	12 番	徳村博紀
4 番	中村和典	13 番	福井正
5 番	松田義太	14 番	松尾征子
6 番	中村一堯	15 番	光武学
7 番	稲富雅和	16 番	松尾勝利
9 番	角田一美		

2. 欠席議員

8 番 勝屋弘貞

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	有森弘茂
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民部長兼福祉事務所長	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
会	計	吉	田	範	昭
総	務課長兼人権・同和対策課長	大	代	昌	浩
企	画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	土	井	正	昭
企	画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺	山	靖	久
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	川	原	逸	生
福	祉	橋	村	直	子
保	険	田	崎		靖
農	林	中	島	憲	次
産	業	橋	口		浩
農	業	江	口	清	一
商	工	山	浦	康	則
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	栗	林	雅	彦
水	道	小	野	原	隆
教	育	染	川	康	輔
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成28年6月20日（月）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成28年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	<p>1. 市長の政治姿勢について (1) 諫早湾の開門について (2) TPPについて (3) 地方創生について (4) 消費税について</p> <p>2. すべての子供たちが安心して暮らせるように (1) 就学援助について (2) 子供貧困の解決へ (3) 4月保育制度が変わった。子供や保護者がその後どのように変わったのか。成果と問題点</p> <p>3. まちづくりについて (1) 市営住宅建設計画について</p>
2	2 片 渕 清 次 郎	<p>1. 鹿島市の防災活動について 雲仙普賢岳災害、東日本大震災、熊本地震等の大災害を経験して、鹿島市で取り組んでいくこと (1) 災害時における消防団活動について (2) 避難誘導看板の設置について (3) 自主防災組織の活動について</p> <p>2. 18歳選挙権について (1) 7月10日参議院選挙で初めて「18歳選挙権」が導入される。18歳、19歳の新たな有権者の意識を高めるために市選挙管理委員会が取り組んでいること</p>
3	1 杉 原 元 博	<p>1. 災害対策と熊本地震対応について 先般の熊本地方を中心とする大地震では多くの方が被災され、更に尊い命が奪われました。亡くなられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復興を願っております。 (1) 災害が発生した場合の市の対応は 災害対策本部が設置される基準（地震などの規模）、窓口、避難場所の提供など (2) 今回（4/14、4/16）発生した地震での市民の皆さんの避難状況について (3) 熊本を中心とする被災地への鹿島市の対応 (4) 今後の対応について（新世紀センター建設に伴う新たな対応含む）</p> <p>2. 保育・介護に安心できる市（まち）へ 社会保障の充実には、施設・サービスを支える「福祉人材」の確保が不可欠。</p>

順番	議員名	質問要旨
3	1 杉原元博	(1)鹿島市における介護・保育サービスを支える福祉人材の状況 (2)在宅・施設サービスの整備の充実、それを支える福祉人材の養成・確保策について (3)再就職支援や処遇改善について 国の取り組み及び鹿島市としての対応は

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。通告に従って一般質問したいと思いますが、まず初めに、あの熊本大地震、起きてから2カ月を過ぎましたが、本当にいまだに落ちつかない、毎日のように地震もあっておりますが、この地震で亡くなられた方や、またいろんな被害に遭われた方、そういう皆様方にお悔やみとお見舞いをまず申し上げたいと思いますが、早くこの問題が解決し、皆さんが安心して生活されることを祈るばかりでございます。

さて、安倍首相は首相就任直後の2013年通常国会の施政方針演説で、世界で一番企業が活動しやすい国を目指すと言いました。翌年6月の新成長戦略では、日本の稼ぐ力を高めることを強調しています。つまり、トリクルダウン政策、大企業のもうけをふやせば国民に回ってくる、そういう政策を打ち出しました。この3年で大企業の利益は急増したと言われております。その一方で、国民の暮らしはよくなりません、経済の好循環もつくれておりません。さらに、安倍内閣が2014年に強行した消費税率8%への値上げです。増税は社会保障のためと言いながら、実際には社会保障予算を削り続けています。この結果が子供の貧困、貧困女子、漂流青年、下流老人などというような言葉を生み出し、たびたびマスコミに登場し、国民の中には将来に対する不安が広がるという事態になっていると思います。特に経済で結果を出すなどと安倍首相は言っていました。確かに結果が出ました。それは国民にとってはよくなるのではなく、あらゆる経済指標が悪化し始めました。物価の上昇が賃金を上回り、実質賃金は5年連続マイナス、雇用がふえたと盛んに言っておりますが、圧倒的に非正規社員、正規社員は減っていると言われております。そのような中、貧困と格差が拡大していると言わ

れています。安倍政権の3年で貯蓄ゼロの世帯が470万世帯ふえて、1,900万世帯になったと言います。苦しい生活をする世帯がふえる一方で、日本の富豪、その上位40人の資産総額は安倍政権発足直前の7兆2,000億円から15兆4,000億円へと2倍以上になっていると言います。上位40人の資産額は国民の下から53%の人が保有している資産の総額に等しいと言われていいます。ほんの一部の富豪層の資産を膨らませ、多くの国民を苦しみのどん底に追い込んでいく、これがアベノミクスの結果ではないでしょうか。ここから抜け出し、貧困と格差の問題を解決することは、社会に公平さを取り戻す問題であり、日本経済を立て直す上でも決定的に重要なことだと思います。

市民の生活についても、これまで事あるごとに発言をしてきましたが、全ての市民が生きるために、生活を守るために必死に頑張っておりますが、国の国民いじめの政策の中で、どんなにあがいても苦しみを抜け出すことはできません。私は、諫早湾開門、TPP、地方創生、消費税の問題についての質問をいたしますが、これらは鹿島市民にとって市民生活を守るために重要と思いましたので、市長がこれからこれらに対してどのようなお考えなのかを聞いていきたいと思えます。

まず、諫早湾の問題です。

諫早湾の開門について、市長のお考えをお聞きしたいと思えますが、1989年、干拓事業の工事が始まりました。ところが、工事開始の翌年から漁業被害が起きて、1993年にはタイラギ漁は休業に入っています。1997年4月、潮受け堤防の水門が閉じられましたが、あのときの光景はいまだに忘れられません。その後、二枚貝の被害はもちろん、ノリの色落ちなど漁業被害が次々と報道されるようになり、漁民の間に有明海を守ろう、宝の海を返せという運動が広がりました。特に海面漁業で生計を立ててきた人の多くが、魚がとれない、二枚貝がとれないなどで廃業に至る人も珍しくありませんでした。そのような人はある程度の年齢の人ですから、職を変えようと思ってもなかなか仕事はありません。さらにこの不況の中で仕事があるはずがありません。1日に短時間ずつ仕事に取り組み、やっと生計を立てる人もありました。そんな中で、水門をあけるようにとの運動が広がり、御承知のように、裁判になりました。2008年6月、佐賀地裁は調査目的で5年間の開放を命じる判決を出しました。そして、2010年、福岡高裁は佐賀地裁の一審判決を支持して、5年間の水門開放を命じる判決を出しております。これに対して政府は上告をしませんでした。当然裁判所の判決が出ているので、誰もが開門できると思っていました。ところが、これに対して長崎県の干拓地の営農者の人たちから開門反対の声が上がり、開門差し止め訴訟で長崎地裁が開門を認めないという仮処分を決定し、開門への先が見えない状況になっています。有明海の状況はますます悪くなり、漁業者の人の生計は立たない状況が続いています。これまでにみずから命を絶った人もいらっしゃいました。私は、漁業者の皆さんの声に応じて、直ちに開門をすべきだと思います。特に裁判所が判決を下したものが守れないということになれば、国民は何を信用

すればいいのでしょうか。市長、今の問題についてどのようにお考えなのか、まず御意見をお聞かせください。

次に、T P Pの問題です。

T P P協定の国会審議で、政府が国会に提出した資料は、全部黒塗り資料で、白紙委任というひどいものだったといいます。自民党も賛成した国会決議は、交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うとなっていたのではないのでしょうか。国会と国民に対して、まともな情報公開もできない協定などは議論する前提が失われていると思います。政府の試算はT P PによるG D P押し上げ効果は2013年には3.2兆円と言っていたのに、2015年12月には4倍の14兆円になると言いました。一方で、農林水産業へのマイナス効果は生産額3兆円と言っていたのが20分の1の1,300億円から2,100億円と言っています。T P Pが発効することになれば、輸入がふえることは間違いありません。農産物の国内生産が変わらず、食料自給率も低下しないということはないのではないのでしょうか。

安倍首相はT P P断固反対なんて、ただの一言も言ったことはございませんなどと言っていますが、自民党のポスターにも、選挙公報にも、うそつかない、T P P断固反対、ぶれないと書いたのではないのでしょうか。こんなふうでは日本の農業を、鹿島の農業を任せることはできないと思います。国会論戦と国民の戦いで、T P P協定と関連法案を今度の国会で継続審議に追い込んだのだと思います。今後も国民の世論で完全にT P P問題を葬らなくてはいけないと思います。そのためには地方の自治体からの声も上げていくことが大事だと思います。鹿島市の農業を、日本の農業を守る立場に立ち、市長はどのようにお考えなのか、御見解をお聞かせください。

次に、地方創生の問題です。

国は、まち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定、それに基づいて地方自治体において地方創生関連法に基づいて、地方人口ビジョン及び地方版創生戦略の策定が進められていると思います。私は、最初、この地方創生というのが理解できませんでした。しかし、取り組みが進むにつれて、今のままで目標の成果が出るのかと疑問を持つようになりました。考えてみますと、これまで大企業の経済成長とその優先で、農林漁業問題や中小企業問題はそっちのけにより、地方の経済を衰退させてきたと思います。典型的なのは、今大きな問題になっている後継者の問題なのです。特に大企業の人材確保のためと言っても言い過ぎでないと思いますが、米の減反政策や農産物の輸入自由化などにより、農家の若者をどんどん都会に送りました。地方の人口はどんどん減り、その一方で大企業はどんどん伸びていきました。さらに、東京一極集中をつくり出した自民党政治、このようなこれまで引き続いてきた自民党政治の反省もないまま、このような政策を地方に押しつけてきているのだと思います。国のこの政策が本当に地方の自主性を出せるのなら、まだ何とかかなると思いますが、今進め

ようとしているのを見ますと、私は公共施設などの集約化、拠点都市、コンパクトシティー、このようなことが中心で、市民の暮らしや経済を直接守ることは困難だと思います。さらに、地方創生について、今後、国との関係がどのように変わるかも定かでないと思います。私は、再三市長に対しては、今、大型事業より市民の暮らしに直結したものに市民の税金を使うべきだと言いつけております。今の鹿島市は、中央の政策にどっぷりつかっているような気がします。この地方創生なるものが本当に市民の暮らしに直結した計画を進めていくことができるのか、人口をふやす、雇用をふやす、経済を立て直すということが必要だと思いますが、本当にそれが実現できていくのか、まずこのことについて市長はどのようなお考えなのか、お聞かせください。

次、消費税の問題です。

1989年、3%で消費税が導入されました。1997年に5%に増税され、2014年には8%に引き上げられました。消費税は社会保障へといううたい文句でしたが、全くのうそです。年金の引き下げ、医療や介護の負担増、消費税値上げにより国民が恩恵を受けたものが一つでもあったでしょうか。賃金は減り続ける、その一方で、大企業は史上最高の利益を上げてきました。大企業の内部保留は300兆円を突破したと言います。ところが、実質賃金は5年連続マイナス、個人消費2年連続マイナスと言います。景気の低迷は当然です。総理も国会で景気低迷は予想以上だったとの発言をしています。導入が先に伸びたとはいっても10%への値上げです。しかし、消費税の増税はこの3年間、もちろんそれ以前から導入され、これまでの実態を見ただけでも国民の購買力の低下を招き続けています。このまま増税の道を進めば、経済の悪化はもっと進むことは目に見えています。消費税は福祉などの財源確保のためと言いますが、財源確保のためは消費税の増税ではなく、富裕層と大企業の応分の負担を求める税制改革こそ取り組むべきだと思います。これから10%への増税、このことについては、私は当然中止をすべきだと思います。そして、消費税などは年次計画を立てながらも、完全にやめていくことが国民の暮らし、市民の暮らしを守る一番重要なことだと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

続きまして、就学援助についてです。

この件につきましては、再三質問をいたしてきておりますが、今回はこれまでのような答弁でなく、子供たちや保護者が納得いくお答えをいただきたいと思っております。

低所得者層の家族の子供たちは、就学援助制度が国の制度として受けられます。私は、これまで特に修学旅行の費用を精算払いではなく前払いにすること、また入学準備金については、入学式には支給された形で準備ができるように支給すべきだと訴えてきました。まず初めに、3月議会後、この件についてどのような議論がなされ、どういう結論が出されているのか、お尋ねいたします。

次に、子供の貧困とその解決の問題です。

子供の貧困が大きな社会問題になっています。昨年、政府が発表した最新の数値は、これは2012年のものようですが、子供の貧困率は16.3%、約6人に1人と言われています。厚生労働省の調査で、1985年10.9%が2012年16.3%と言いますから、子供の貧困の度合いが深刻化しているのではないのでしょうか。貧困率が全国平均で16.3%と出されていますが、全国的にはこれ以下の自治体も多いと言われています。生活意識の調査で生活が大変苦しいと答えた人が27.7%、やや苦しいが32.2%、合計で59.9%、また児童のいる世帯では大変苦しいが31.7%、やや苦しいが34.3%になっているという結果が出ています。このような中で、私たちが厳しい生活を強いられている事例が各地で出ています。夏休みで10キロやせたという中学生、虫歯が20本も治療されていない子、子供のための就学援助金を生活費に充ててくれない家庭、鹿島市においても朝食をコンビニで購入している子供を見ることも珍しくありません。子供を塾にやるため、早朝から何カ所も働くお母さんの姿もあります。生活が厳しいから高校をやめようかと迷っているという人、どんなに働いても生活費が足りない、そのときは知人から借り、借金をしてしまう、子供には不自由させられないからと自分の健康のことも考えないで働くお母さん、大学に出ているために2カ所、3カ所で朝早くから夜遅くまで働いている母子家庭のお母さん、大学にやらないまでも女性の人たちは非正規社員が多いために十分な収入の保障がなく、2カ所、3カ所で働く人が多いようです。特に安倍内閣が進めたアベノミクスによる経済政策が子供の貧困を加速させたとも言われています。国内市場の縮小、非正規雇用の拡大、賃金の低下、国内消費縮小を招き、貧困の拡大は避けられないと言われています。最初言いましたが、日本では6人に1人が子供の貧困と言われています。まず鹿島の実態を知らなくてはいけないと思いますが、鹿島市においてどれくらいの子供が貧困状態の子供がいるのか把握されているのか、お尋ねします。きょうの佐賀新聞でちょうど子供の貧困の問題が出ていましたが、佐賀県は全国で10番だというようなことが書かれていたと思いますが、鹿島の実態がどうなっているのか、まずお答えください。

次に、保育所の問題について質問したいと思いますが、保育所の問題については、今年の4月から保育制度が大きく変わったと思います。このことについて、まず子供たち、保護者、そして預かる保育園がどのように変わってきたのか、まずそのことについてお答えをください。

次に、住宅の問題です。

私は、安い家賃の公営住宅を建てることを要求し続けてきました。特に最近は老人住宅の建設を要求しておりますが、これはずっと以前のことですが、住宅計画が立てられて、何年も何年も待ち、やっと来年実現できるという年になったとき、財政的な問題で計画は実施できないと言われたときのことを思い出しますが、本当に忘れることができません。そのときの課長の顔もいまだに忘れることはできません。

さて、それからまた年数がたちました。やっと市営住宅建設の計画が出され、具体的に取

り組みが始まりました。私は、本当によかったと思っています。しかし、できればどこに建ててもいいというのではないと思います。やはり鹿島市全体のまちづくりのバランスを考える必要があると思います。御承知のように、鹿島市は昭和29年、七浦を除く5町村が合併、翌年七浦が合併して鹿島市となりました。鹿島市全体も合併当時からすれば大幅な人口減になっていますが、今、人口減というのは鹿島市だけでなく、全国的にも大きな問題になっておりますが、どうしても中心に人口が集中してきます。やはり市民生活に必要な公共の施設などの問題も大いにあると思います。特に合併まではそれぞれの地域に合った住民の暮らしの中心だった役場が市役所に合併されたことにより、それぞれの地域が不便になり、また商店や病院などもどうしても中心に集中するということにより、人口が中心に流れていくという状況が生まれたと思います。今、鹿島市がやらなくてはいけないのは、6地区全体のまちづくり計画だと思います。そのためには、やはり住宅の配置をどのようにするかということも大きな問題だと思います。鹿島市住宅生活基本計画2012では、新規住宅建設の必要戸数が79戸とされており、79戸の住宅が建てば入居者が最低2人としても158人、3人としても237人と人口がふえることとなります。さらに、これだけの人口になるわけですから、住宅計画にあわせて日用品を売る店の建設計画なども入れて、住宅計画を立て取り組むことも必要だと私は思っています。今、計画が出されて、検討委員会がなされた中で、数カ所の住宅地が上げられておりますが、まず第1回目にお尋ねをいたしますのは、住宅建設のためにはまず何を基本に予定地をつくられるのか。いろんな問題があると思います。便利だからとか、それから人が余計集まるからだとか、いろんなことがあると思いますが、一番住宅予定地とするに当たってのその基準というのをどこに置かれているのか、まずそのことをお尋ねして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

それでは、私のほうに御指示がございましたこと、基本的な分についてお答えをして、その余は部長、課長から答弁をするようにしたいと思います。

まず、諫早干拓ですが、これは実は長い問題があるんですけども、お話がございましたように、約20年間、潮受け堤防が締め切られてからのお話に絞ったほうが良いと思います。これは20年といっても、長いようで実は短いわけですけども、この時間が経過をして、その間に幾つかの裁判が行われておりまして、かなり法技術的にも複雑な関係になっていることは御承知だと思います。それと、確定判決が片方にありながら、それをかぶせるようにいろんな仮執行の裁判があつていきますので、先行きが正直言って不透明な部分がかかなり大きいです。もっと極端に言えば、我が国の裁判の歴史でも空前絶後のスタイルになってい

るんじゃないかと思っています。

整理をしますと、締め切り直後から調整池の汚れが目立ち始めた。タイラギとノリの不作が表面化してきました。その経過その他はおっしゃるとおりだったと思います。それで、最初の訴訟が起きたわけですね、堤防の撤去と排水門の開門を求めると。これがずっと行きまして、福岡高裁の判決が出て、政府側が上告をしないと、確定をしたわけです。私たちは開門するタイミングを問題にしておりました。いつ開門されるんだろうか、ノリの漁期に開門されたら、汚れて影響が大きいんじゃないかと、むしろ、そっちに我々は頭があったんですが、全く違う動きになってきまして、今度は干拓の営農者の皆様から開門の差し止め仮処分の訴訟が提起されまして、これが何と開門しちゃいかんという話になったわけです。結論から言いますと、2つの相反する今裁判所の指示といいますか、判決が出ておりまして、政府としてもどっちにしろ負担を強いられると、1日に何十万円という費用がかかっております、強制執行のための金で。それから、今度、長崎のほうも仮処分であけてもいかんという話でして、ここまではおっしゃるとおりなんですよ。そのような中で、最近2つのことに我々はポイントがあって、注目すべきこと、1つは長崎地裁も、もちろん高裁もですが、本年の1月に長崎地裁が和解の勧告を出しましたね。この和解の勧告の中身が、やや解釈しにくい部分があるんですけども、開門に代替する措置を考えた上で、開門しないで解決しろという、こういう和解なんですよ。国がそれを受けまして、わかりましたということで、開門をしない前提で漁業に関する環境改善に努めましょうということで基金の提案をしております。漁業者にも解決金を払うと。ノリ業者側は開門前提でなければ受けられないよと、この姿勢なんですよね。それ以外の解決方法はないだろうと。先月末も協議が行われましたが、まとまっておりません。この流れからいったら、正直言って、もちろん予想するのも難しいですけど、私当事者じゃありませんから、裁判に関してだけ言えばね。恐らく年内に開門に関して幾つか、6本ぐらいたしか裁判にかかっていますから、その、いわば最終的な判断とも言える最高裁の判決が年内に出る可能性があります。それは関係者は注目しているだろうと思います。

それと、鹿島市、あるいは鹿島市長としては、それでもやらないといけないことはあるというわけですし、沿岸市町で振興協議会連絡会議をつくっていますので、この中で言わないといけないことは言わないといけないし、あるいは私個人的にもいろんな意見を申し上げてきたということです。一番典型的には、たしか平成25年だったと思いますが、林大臣に直接お話をしまして、もし開門をされるのであれば、これはしてもらおうとそのときは思っていたものですからね。開門の調査のポイントが少ないと、ぜひ鹿島の沖を調査のポイントにしたいと要請をしまして、これは了解とれているんですよ。これが今生きているかどうかというのはまた別の問題ですけども、そういう努力はしてきているということですから、開門を前提にやれることをやらなきゃいけないと、そういう状況だと思っています。なるべ

く最高裁の判断が我々の意見に沿ったものであることを期待している。行政的には、議会でも開門のためのいろんな意見を出してもらっていますから、言うべきことは言っていくと。その両面作戦かなと思っていますけれども。

次に、T P Pでもお話がございました。

これが一番政治的にといいますか、言えば中途半端な状態で終わってしまして、昨年10月に大筋合意、当然これは条約ですから批准されないところは効力が発生しないというのは、もう御説明するまでもないと思いますが、その内容はやや、ちょっと詳しく言っておきますと、期限が2年なんです。2年以内にまとめようねという話になっています。もう半年ぐらいたっていると見ていいわけですね。それから、意外と言われていないのが、各関係国、12カ国のG D Pが85%にならないと発効しないとなっているんですよ。米国が大体60%、日本が17%ぐらいですから、どっちかが欠けたら、これ発効しないということになりますね。ここのところが正直読めない。先ほどおっしゃったように、我が国は継続審議になっています。アメリカの大統領は、今度秋に選挙があるんですけど、今のところの情報では共和党のトランプさんも民主党のクリントンさんも反対と言ひよんさるですね。そうすると、このままで事態が変わらなければ、ひょっとしたら発効しないかもしれないという状況にはあります。しかし、わかりませんですよ。

そういう状況の中で、日本はどうなったかという、この前、閉会したばかりの国会で、我々が期待をしておったのは、大筋合意はあったけど、具体的にはいっばいまだわかっていないことがあったんですよ。そういう議論がしっかりと表面に出てくる、あるいはいろんな関連法案が提案されていましてから、その法案が議論される、実際はほとんど手つかずで継続審議になっております。いろんな理由がありました、それにはですね。お話にあったようなことも考慮されたのかもしれませんが。とりあえず、議論がされなくて、我々は残念だったと言うしかないんですよ、中身がわかりませんから。ただ、やらないといけないのは、T P Pが実施されることを前提で、現場ではいろんな対策が打たれておりますし、事業が来ております。だから、それに乗りおくれないように、あるいはそれを見逃さないように、必要な手を打たないといけない。そういうことで、今年度になりましてから、担当の専門を決めまして、しっかりとそこで準備をするように言っておりまして、その準備は進んでおりますが、非常に不透明感は免れないと、そういう状況でございます。

次に、地方創生ですけども、これは少し、いきなり安倍首相がどうのこうのと言う前に、戦後の日本を見てもらいますと、いろんな政策が打たれていますけれども、一貫して日本の場合は都市部と地域間の格差をどうしていくかということが最大のテーマの一つであったわけなんです。文化的、経済的に豊かな生活を実現しようねということで、いろんな知恵をそれぞれ出されてきました。歴代内閣、歴代の総理は地方の活性化が重要なことは理解をしておられたと思いますし、地方が活性化することが日本全体の発展に不可欠、これは申し上

げるまでもないと思います。小さな国ですから、ある意味ではですね。

少し振り返りますと、代表的に御紹介をしますと、日本列島改造論、これは大体昭和40年代でございますが、田中角栄さん、格差是正の手法で、どちらかというと、東京から地方を見てどうするか、地方に投資をしましょう、地方に工場をいっぱいつくりましょう、鉄道も道路も引っ張りましょう、そういう発想だったんですね。これから10年ばかりしてから、今度は次の構想が田園都市構想というのが出てまいりました。大平さんですね。こちらはどちらかというと、東京よりも地方のほうに自主性、軸足を置くということで、地方の自主性と個性を尊重しましょうと、いろんな地域にはそういう特徴があるでしょうと。特別な生活が営まれています、自然的条件も違いますと、片方で、都心に田園のゆとりを持ち込んで、田園には都市の活力をと、これ発想は僕よかったと思うんですけども、2つ残念なことがあった。1つは本人がすぐ亡くなっちゃったんですよ、これは御承知だと思います。政策的な編成が余り十分じゃなかったと思います。それと、この構想自体が理念が非常に先行いたしておりました。具体的な事業が余り地方に来なかったんですよ。成果が出なかったと、そういうことで2つあったと思います。これらを踏まえて打ち出されたのが、それからまた10年ばかりしてから、ふるさと創生事業と、これは田中内閣（116ページで訂正）が出しなされたんですね。ある意味では、さっき言ったようなことを少し修正しようかという発想があったんじゃないかと思います。これは聞いてみないとわかりませんが、私の独断で言えば、少し修正されたんだろうと。というのは、地方に任せる、したがって、同額の金を全部配んかったですよ。逆に言うと、何でんかんでん我がよかごとしてよかよという話ですよ、大げさに言えば。自主性尊重、片方その陰、ばらまきという非難がございました。一生懸命頑張って、地方のことをちゃんと頑張られた町もあったし、一番知られているのは、何も使わんで金塊を買うたという町もおありになりましたですね。実は今金が値上がりしていますから、よかったという話にはなっていますけれども。非常に私として残念なのは、先行事例がかなり紹介されてなされ、鹿島の事例が失敗事例として上げられているということなんですよ。それは非常に残念ですよ。だから、お話しにあったように、中央の言うとおりにしたらうまくいくケースもあれば、うまくいかないケースもあると。まさに地方は頑張って成功するか失敗するか、自分たちで汗と知恵と工夫をしないといけないということなんですよ。だから、そういう反省を我々は踏まえた上でどうするか。その間にまた小泉改革といいますか、三位一体の改革もあったのは御承知だと思います。これはどちらかというと、国のほうの都合に軸足を置いていますので、御紹介はしないでおきたいと思います。

そのように流れを見てまいりますと、安倍内閣の地方創生、アベノミクス、2年前に突然出てきた話じゃないんじゃないかと私は思っているんですよ。これまでの流れに沿って、かつ反省を込めながら出てきたのかなと。ただ、今までと違うのは、一つは人口減少という、これまで経験しなかった、私たちの国がね。これが中心に据えられていると。それから、地

域間は競争しなさいと、みんないい話ばかりではありませんよ、地域間の競争ということが頭の中に入っています。その証拠に、いろんなアイデアを全部自分のいいようにしていいのかといたら、そうじゃないんですよ。提案します、県が採択をします、国がまたふるいにかけます、つまり、その部分については地方のコントロールがきいているということですから、修正版ですよ、どっちかという。

それから、期間が限定されているんですよ。さあ、その期間の先はどうなるかなと、少し不安が残りますよね。ある意味では呼び水効果を狙っているのかなと思っております。そういうことを考えますと、私たちがどういうことを考えないといけないかと思ったら、鹿島らしさ、鹿島の特徴を生かし切るということじゃないといけないと思います。

それと、さっき言いましたように、黙っていて棚ぼたはありませんから、市民皆さんも含めて、みんなである程度の覚悟を決めて、方針を考えないといけないと、こういうことになるんじゃないかと思えます。

そういうことを頭に置いたら、答えは2つ出てくるんじゃないかと思うんです。競争でありますから、負けないということですよ。もう1つは、利用できるものは何でも利用せんばいかんということだと思います。したがって、国が言いよるから何でも言うことを聞くというわけじゃなくて、鹿島がどれだけその中を泳ぎ切るかと、そういうことではないかと思っております。幸いといいますか、ありがたいことにこのまちでは、最近いろんな形で、いわば税収外、税以外の収入がいろいろ確保できるめどが立ってきております。ふるさと納税しかり、ポートルースの交付金とか等々、あるいは補助団体から交付金をもらったりとかありますから、それをうまく使いながら乗り切っていくかといけない、こういうふうな思っております。

それから、最後に消費税ですけれども、一つはもうやめてしまえという議論はちょっと乱暴かなと僕は思っているんですよ、率直に言って。これまでおおむね30年近く消費税というシステムがこの社会の中、日本の中に組み込まれておりますので、その部分だけいじるのは非常に大変だと。もし、もとに戻すとすれば、いろんな仕組みをもう一回いじり直さないといけないと。家の建築に例えますと、更地につくるのはいいんですけれども、できている家をつくって、もう一回建て直すのは大変困難な部分があります。そういうことを考えますと、影響の大きさははかり知れないので、やり直しのコストを考えると、相当困難覚悟で対応していくかということになります。それなら、そうじゃなくて、じゃ今後その延期を見据えながら、その間にやらないといけないこと、どうしていくか、最大の関心事は実は延期された影響は大してなかかもしれないということではなくて、延期されたことにより、予定されていた財源が入ってこない可能性があるんですよ。その財源をどうやっていくか、正直言って福祉関係で大きな穴があく可能性があります。その補填の方法を我々は頭に置いとかないといけないと。国のほうはいろいろ言いよるですよ。赤字国債を発行すればいいじゃない

かとか、これ以上、行政改革をやって補助金を切れればいいじゃないかとか、あるいは人間の頭数をカットすれば財源は出てくると。地方の現場はそうじゃないんですよ。今までも鹿島市のことで言えば、行財政改革は相当やってきていると。そういうことで財源をつくれと言われても、なかなか出ないと。幸い、さっき言いましたように、多少の財政指標は今好転はしております。しかし、それは対応できるような額じゃないということです。したがって、福祉関係で、特に予定されている、先ほど御質問がありましたいろんなこと、恐らくこれから課長が答弁をしたいと思います、事業を取りやめるというわけにはいきませんので、その財源をどうするか、できるだけ知恵を出しながら補助水準の引き下げということはできませんから、そういうことを頭に置きながら見守っていかないとはいけませんし、さらに、その財源の捻出も我々なりに全く白紙じゃなくて考えながら対応していかないとはいけないと思っております。

基本的な考え方は以上ですから、その余のことについては部長、あるいは課長から答弁をさせます。

以上です。（発言する者あり）

今の中で、ふるさと創生1億円、「竹下総理」と言わんといかんところを「田中総理」と言ったかもしれません。もしそう言っていれば、勘違いですから、全く意図はありません。

○議長（松尾勝利君）

答弁を求めます。染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

私のほうからは、就学援助について御質問がありましたので、答弁をしたいと思います。

松尾征子議員からは、修学旅行費の概算払いと入学準備金について議論し、結論を出されたのかといった趣旨の御質問だったと思います。

まず、修学旅行費についての件ですが、概算払いについては3月議会のほうでも御答弁を申し上げたところですが、その後、ことしの3月ですが、市内の中学校に対し修学旅行費の納入がないため行けない事例とか、後で支払った事例があるのかということを知らせていただきました。結果的にはそのような事例はなかったという御回答でした。その理由としては、旅行会社に対して分割払いや一括払いで保護者の方が積み立てをしているといったためということでの回答がありました。もちろん、保護者の方は、我が子が修学旅行に行きたいというようなことであるので、頑張って積み立てとかされたんじゃないかなということは容易に想像できると思います。ですので、まずは積み立てということをしてしておりますので、積み立てのほうをお願いしたいというふうに考えております。そうしなければ、就学援助の認定というのは、年度ごとの収入状況によります。仮に積み立てをしなかったということで、修学旅行に行く中学3年生の年に仮に認定とかされない場合は、本当に後々支払いに困るといったことがありますので、私たちとしてはまずそういうふうに概算払いできないとかいうこ

とよりも、まず積み立てのほうをお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、入学時の準備金についてです。

まず、少し申請の流れを申し上げますと、就学援助の認定は大体3月末ぐらいまでに終わりますが、その後、4月中旬ぐらいまでに学校長へ認定名簿を送付します。その後、保護者のほうで必要な書類等を用意していただくわけですが、その用意していただく期間というのが、大体5月中旬になります。（「そのことは前に言うといけない、的確に言うたことに答えるんですか。時間とるばかりですよ。だから、その後どうしたかということ。経過はいいですよ」と呼ぶ者あり）はい。

結果的には、4月以降に認定事務を行うということでございますので、正確性を期しながら事務を行うためには、最短でも6月支払いということになってしまいます。ただし、以前は6月の終わりのころに入学の準備金はお支払いをしておりました。ただ、私どもも努めて早く支払うようにはしております。現在、6月の上旬にはお支払いできるように手続をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

私からは、子供の貧困と昨年度導入された保育制度について御説明いたします。

まず、子供の貧困の状況についてお答えします。

報道等で行われている貧困の定義は、一般的にOECDの基準であり、収入から税金や社会保険料を差し引き、年金や児童手当等の社会保障給付費を加えた額、いわゆる手取りの世帯所得合計を世帯人員で1人あたりに換算し、その所得を上から数えても下から数えても真ん中である中央値の50%を貧困基準とする方法でございます。厚生労働省は、中央値の半分の額に当たる貧困線を1人あたり1,220千円とし、相対的貧困率は16.1%、国民の6人に1人が貧困層に分類されると公表しております。また、18歳未満の子供の割合を示す子供の貧困率も16.3%と、先ほど議員がおっしゃったように、ともに過去最悪を更新したと発表しています。

鹿島市における子供の貧困を検証するに当たり、OECD基準によるデータを提示するのは非常に困難であり、幾つかの既存の数値から割り出すしかございません。まず1つ目のデータは、就学援助を受給している生徒、いわゆる要保護、準要保護世帯でございます。ことし4月の受給人数は小学生81人、中学生43人、合わせて124人、全生徒2,505人中5%となっております。ここ5年間は同程度を推移しており、25年度の147人、5.3%が若干高かったようです。また、内閣府の男女共同参画白書では、母子家庭の就労率は85%と高いにもかかわらず、約7割が年間就労収入2,000千円未満という状況であると分析しています。

そこで、児童扶養手当受給世帯で見ますと、手当全額支給、これは1人扶養で、所得が570千円未満は186世帯、一部支給、これは1人扶養で、所得2,300千円未満は173世帯、合計359世帯であり、うちに登録してあります全392世帯のひとり親家庭の約90%でございます。ただし、所得が多くて該当しない家庭は初めから手続を行わないことが多く、その分を勘案すると、ひとり親家庭の約80%が貧困と想定されます。児童扶養手当の受給児童数は約600人であり、18歳未満の児童数約5,200人の約11.5%に当たります。

保育料から検証してみますと、今年度導入された多子軽減の年齢の上限撤廃は年収3,600千円未満相当の世帯が対象であり、4階層の市町村民税所得割額57,700円未満世帯に適用します。ことし4月の対象児童数は246人でありました。全入所児童数1,107人中22%に当たりますが、これが子供の貧困値と判断するのは難しいところでございます。

先ほど議員がおっしゃった、けさの新聞ではございませんが、2月の毎日新聞の新聞記事によりまして、県別の子育ての貧困を取り上げてありました。それによりまして、ワースト10のうち8府県が西日本に集中しているということで、特に福岡は19.9%であったり、沖縄は37.5%となっております。そこで、佐賀県はといいますと、上位11位ということで11.8%というふうに掲げてあります。上位の1位は福井の8.6%、2位が山形の8.8%、そこから富山や岐阜、新潟、静岡、滋賀、長野、山梨、島根というふうに続いておりまして、これを推察しますと、恐らく3世代同居が多い地方は貧困率が低いということで象徴されているかと思えます。

次に、子ども・子育て支援新制度についてお答えします。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度により、長年の制度が大幅に切りかわりました。財政措置の管轄が厚生労働省から内閣府に移行し、保育所運営費が保育施設給付費と変更され、新たに地域型保育給付や認定こども園が加わりました。これは地域の実情に応じた子ども・子育て支援を実現するものであり、主に都市部における待機児童解消と子供の数が減少傾向にある地域における保育機能の確保のためでございます。

変更された点は、大まかに分けて3項目になるかと思えます。

まず1つ目は、施設給付費の創設でございます。保育所、幼稚園以外にゼロ歳児から受け入れ可能な認定こども園が新設され、3つの認定区分が設けられました。保護者は利用のための認定を受け、保育所を利用するときは保護者と市が契約を結び保育料を市に払っています。認定こども園や幼稚園を利用するときは、保護者は園と契約し保育料を園へ支払うこととなります。これまでの保育基準、最長11時間に対し新たに保育短時間、最長8時間が設定され、保護者の就労時間に合わせた選択ができるようになりました。11時間を超えた18時以降の保育に対し延長保育が設定され、保育所は保護者から一定の利用料を徴収する制度に変わりました。また、幼稚園では、教育時間前後の預かり保育ができるようになりました。保育料は保育標準時間と保育短時間の2つに分かれて設定されます。認定こども園の保育料は

現行の一律から所得に応じた設定に変更されました。

2つ目は、新たに地域型保育事業4種類が認可事業として加わり、保育施設給付が適用されました。これは先日の条例改正のときにお話しした内容でございます。これらの事業は定員が19人以下であり、ゼロ歳から2歳の子供を対象とし、定員や職員数、職員の資格などが定めてあり、地域のさまざまな状況に合わせた保育の場が確保できるようになりました。小規模保育事業は、A、B、C、3つの型がございます。事業所内保育事業は19人以下定員が小規模保育事業所と言いまして、従業員以外の地域の子供も保育することができます。家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気のもとで定員5人以下であり、きめ細かな保育を行うことができます。基準を満たせば、保育者の住居でも開設できるようになっております。居宅訪問型保育事業は、障害や疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行うものでございます。

3つ目が、地域の子育て支援の充実でございます。全ての子育て家庭のために地域の実情に応じた子育て支援を実施するものです。放課後児童クラブは小学校6年生まで拡充し、19時までの延長サービスを開始いたしました。子育て支援センターでは、子育てに関する相談を受け、ニーズに合った支援を受けられるよう、情報提供や援助を行う利用者支援事業を開始したところでございます。今年度から子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人が会員となり、子育ての相互支援をマッチングさせるファミリーサポートセンター事業の準備を開始したところでございます。

次に、今年度導入の多子軽減の年齢の上限撤廃を御説明いたします。

昨年度まで保育所入所児童の第2子を半額、第3子以降を無料としていました。幼稚園では小学校3年生以下を対象に第2子、第3子を判定していました。今年度から年収3,600千円未満相当の世帯、市町村民税所得割額57,700円未満世帯は保護者と生計が同一の子供等であれば、年齢にかかわらず最年長の子供から1人目と数え、第2子の保育料を半額、第3子以降は無料になりました。（「時間のなかげん、要点だけにして」と呼ぶ者あり）最後、こ
こだけ聞いてください。済みません。

市町村民税所得割額77,100円以下の世帯のひとり親世帯や障害者世帯に対する軽減措置も盛り込まれ、これは第1子を半額、第2子以降は無料になったところでございます。これらの軽減は入所児童1,107人中対象児童246人であり、4月時点の推計で一月約2,000千円の保育料を軽減したところになります。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

私のほうからは、新規市営住宅建設のために何を基本としてつくるのか、その基準はというポイントについて、まず新規に建設予定の市営住宅についての確認を含め、これまでの経

過並びにその概要、ポイントを御説明したいと思います。（「経過はよかて。何を基準にするかだけ」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

基準ですけれども、まず、特に議員、以前から御質問があっていると思いますけれども、建設の候補地が市内全域からどういうところを選定するかというところですが、重要な点になりますけれども、建設候補地の位置の選定につきましては、公営住宅法、公営住宅等整備基準及び鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例に基づきまして、通勤通学、日用品の購買、その他入居者の日常生活の利便性を考慮して、市内全域の中から選定されてまいりました。この建設候補地につきましては、これまで市議会のほうへも数回にわたって、数年にわたって御説明をしてきたことは経過としてございますが、鹿島警察署跡地を第1候補とする、総数5カ所の候補地に絞り、優先順位をつけて市長のほうへ建設の検討委員会のほうから提言がなされてきたところでございます。

なお、昨年度ですけれども、先ほどございました新規市営住宅の建設に伴う必要戸数についてですが、これは平成24年度の、先ほどの住生活基本計画と同じ方法で人口や世帯などの変動をもとに再計算を行いまして、先ほどの79戸から69戸へ修正を行っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

皆さん非常に詳しくお答えをいただきますので、あとちょっと時間が足りませんが、まず諫干の問題ですね。本当に今大変な状況で、知らない人は堤防を全部あけてしまわんばいかんというような感覚もあるようですが、結局、今でも北と南はあいているんですね。そこから出ていって、今のままじゃ汚いというのもあるわけですが、漁民の方に言わせますと、おいたちは金をもらうとが目的じゃなか、あそこで魚をとりたかと、ノリをちゃんとしたかと、そういうお声が勝っております。ぜひそのために、もとの宝の海を取り戻せるように市としても努力をしてもらいたいと思います。

実は、私も原告の一人なんですよ。そういうことで余計ですね。今まで何遍も諫干にも行ってきましたが、そういうことです。

それから、消費税の問題ですが、財源が来なくなるとか、どがんとするようなことで、全面的に廃止だとはというような疑問のお声ですが、私はお金に色がついていないから、消費税からお金が来ているとか、そんなのはわからないわけですが、これまでの経過の中で、消費税というのが何に一番使われてきたというのは、もう明らかになっていると思うんですよ。大企業の法人税の減税のためと、その前3%まではほとんどがそっちに行っていたというような、そういう経過があるわけですね。そういう中で、大企業、富豪層というのは物すごいもうかりをしていると。だから、財源というのは消費税じゃなくて、本来は富豪層だとか

大企業から取る。さっき言いましたように、莫大な留保金があるわけですね。そういうのを利用すると。それから、会社なんかは、大きな自動車会社なんかも今は不正規にかえてしまっていて、正規社員はいなくなっていて、そして安い給料でやっている。だから、今やっぱり富豪層の人たちから、私たち国民から取っているような当たり前の税金を取る、そしてそこに働いているいろんな人たちからちゃんとした給料をやって、その人から税金を取るというだけでも、本当に消費税を上げなくても財源はできるということを、特に私たち共産党は提起をして、皆さんに訴えをしているわけですが、消費税がないからお金がどがんなるかわからないという心配は、私は財源のつくり方、取り方で大丈夫だと思います。さらに、まだ言えるのは、今オスプレイの問題などもあります、あの高い軍事費用を使っているわけですから、そういうところを変えればいいと思います。その答えは要りません。

それから、教育委員会のほうにお尋ねします。

就学援助制度の問題ですね。もう私、きょうの答弁、最初からあきれています。何でもかという、3月議会であれだけのことを言っているんですよ。それなら、子供のためにどうしたらいいか、それを先に協議するのが先じゃないですか。それをいろんな調査をしたと、学校に行って払ろうとらん者がどれだけあるか調査をしたと、ところが、そういう事例はなかと。なかというのは、お金を持つとんしゃっけんなかやなかわけですよ。きょうどれだけ貧困の問題で、私がここで発言しましたか。子供の貧困はこれだけあるということ言ったでしょう。ないというのは、苦しい中をお母さんたちが借りたり、いろんなことをしながら子供のために払わんといかんということになって納められているんですよ。だから、そういう事例がない。これを真つすぐまず学校に行って、その調査を先にするということは何ていうことなんですか。私は本当に許せないですよ、こういうやり方は。

この前も言いましたが、私はそういう面ではいろんなことがあると思いますが、後で精算をするわけですから、概算払いができないかという、これこの前聞き損なっていますから、財政のほう、こういうので概算払いはできないんですか、後で調整すればいいわけでしょう。子供たち逃げるわけでも何でもありませんからね、例えば修学旅行費の問題で。その辺はお答えできたらちょっと答えてください。修学旅行費を後からしか就学援助金で出ないので、それを前払いせろということですよ、概算払いでね。答えができなければいいです。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

財政ということですが、制度の所掌をしております私のほうから答弁をさせていただきます。

就学援助費については、予算上の節で申し上げますと扶助費に当たります。会計上の規定においては、地方自治法施行令や財務規則の定めでは、概算払いのできる経費としては規定

されていないということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

この苦しいときに扶助費だとか何だとか、そういうもらう側は問題じゃないんですよ。その人たちが本当に安心できるようにやってやるのが市の責任であり、教育委員会の責任なんですよ。

次にお尋ねしますが、入学準備金の問題ですね。入学準備金が今基本は幾らですか、数字だけお答えください。小学校、中学校。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

まず、小学1年生が20,470円、それから中学1年生が23,550円でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今お答えいただきましたが、この金額で小・中学校とも準備ができるとお考えですか。教育長、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

率直に申し上げますと、この金額では足りないんじゃないかというふうに思っております。そういった面で、保護者の方にはいろんな御負担を申し上げますけれども、何とか頑張っていたらというふうに思っております。なかなか十分な額は出せなくて、それは申しわけなく思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、足りないというようなことだと思いますが、これは国のほうで馳文科大臣も実際おっしゃっていますね。国の基準に足りない、時間がないのでこっちで言いますが、小

学校で53千円ぐらい、中学校で58千円ぐらい、これに対して馳文科大臣は、実態との乖離がある状態があるなら実態調査を行った上で改善策を考えると文科省自体が言っているんですよ。ですから、私はこういう文科省の態度を早くやるためにも、地方からどんどんこういう意見を上げなくちゃいけないと思うんですよ。申しわけなく思っていますと思うなら、国に言うべきなんですよ。

それと、先ほどおっしゃいました小学校入学準備金の問題ですね。これについても、前と同じお答えですよ。ところが、お尋ねしたいと思いますが、文科省の小松教育局長、彼が国会でこういう答えをしていますよ。児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるように十分配慮するように通知をしている、こういうお答えでした。引き続き働きかけていくと、こういう答弁をされていますが、鹿島市には来ていないんですか。必要とする時期ということですから、これは入学までにそろえることができる、そのときに支給するということなんですよ、前後の質問を聞いていましたがね。このことは鹿島にこういう通達は来ていませんか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

国からの通知は、市のほうには来ております。必要な時期ということですが、必要な時期に必要なということで、私たちも入学の準備金については、事務手続上できる、早い段階でお支払いをするように努めているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

あなたたちは自分たちの都合だけで進めようとしているじゃないですか。これだけ子供たちが大変だ、保護者が大変だということを何回ここで言っていますか。私は、それまで国がこういう通達を出していること知りませんでした。教育長、どうですか。もう一遍言いますよ。児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるように十分配慮するように通知をしているんだと、これを聞いてどうなんですか、あなた。子供のことはよく考えますとかなんとか、この前おっしゃいましたが、実際にこういう通達も守らんで、自分の頭だけ、そして自分たちが事務をしやすいことだけを考えて、子供たちのことを対応するなんて、教育長としてだめですよ。どう思いますか、このことは。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

文科省からの通知については、私も目を通しております。ただ、財政的な要因もございま

すので、すぐにはそういった状況にできていないということで、今後、研究をしていきたいというふうには思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

教育長、何ですか、今の答弁。まだそういうことで答弁なさるんですか。はっきり文科省からせろと言ってきているでしょう。そんなのは財政の都合とかなんとかの問題じゃないですよ。財政課がそういうふうに文句言うたとか言わんですか、子供はどがんしてくれるかと、俺は責任のあるぞと、そういうことを言えないんですか、教育長として。これは直ちにこれに対する対応はしなくちゃいけないと思うんですよ。そんな飲んべえだらりとするような事務をしてもらっちゃ、教育長としての責務は果たせませんよ。本当に子供のことを思うなら、幸いこんなして国からも来ているんですから、どうです、直ちにでもこのことを、これは入学準備金ですから、来年度からすぐするという、あなたそれくらいの勇気を持ってここで言ってくださいよ。それに対して市長は腹立たんですよ。どうですか、もう一遍答弁。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

予算に関しては、こちらのほうでなかなか十分に確保ができないという状況もございますので、先ほども申し上げましたけれども、全体的な市の財政を考えながら研究をさせていただきます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

予算に対して確保できないと、何か新しい事業をやるんじゃないですよ。これは絶対出さんといかん金ですよ。それをちょっと早く出すだけです。それを考えさせてくださいじゃなくて、検討しますよ、取り組みますよと言わんですか。私、文科省に言うですよ、鹿島ではこがんことしかしよらんですよと、もっと強う指導せろということを私、文科省にだって言いますよ、そういう答えならば。どうなんですか、このことについて。早急にこのことについては教育長として関係者と話し合っ、来年から取り組みができるような対応をしますという答えはできませんか、もう一遍。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

先ほども申し上げましたけれども、今後、早急に研究をさせていただきたいと思っております。

ます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

研究とか何かの問題じゃないんですよね。そこまでおっしゃいましたから、あなたを信じましょう。しかし、この次こういうことになったら、私は教育長をやめてくださいとでも言いたいですよ。もしないと、鹿島市の子供たちどうですか、こんだけのはっきりしたことが出されているにもかかわらず、それを何らかんら理屈で逃げるなんて、これは絶対に許せるものじゃないですよ。子供たちが余りにもかわいそうです。私はこのことを言いたいと思います。

それから、修学旅行費の問題についても、これもやっぱり文科省はこういう考えを持っているんですよね、必要なときにこうと、だから、それに対応するのは当然ですよ。こっちの都合で国より高い基準でやることはいいでしょう。しかし、そうじゃないんですよ。国が基準をしているにもかかわらず、言っているにもかかわらず、それを自分たちの都合で事務の問題でうばったとか、そういうことでやられたらたまったもんじゃないですよ。いいですか、ぜひこのことは真剣に、真面目に考えて取り組んでいただきたいと思います。

時間がないので、住宅の問題だけ一つ、先ほどちょっと言われましたが、今回、警察署の跡地、その他で予定のところが出ています。そして、通勤に便利だ、何に便利だというようなところに決定をするということですが、これは以前も私は言ったと思いますが、鹿島市が今中心が多くなって周辺が少なくなっていますね。前に七浦のことを例に出して言いましたが、あそこも人口が減り、子供もだんだん減って、ややもすれば学校がどうなるかなという、そういう危機もあるわけです。私は、やっぱりそういう全体の鹿島市の流れを見ながら、例えば、七浦のところに住宅地をつくると、そしたら警察署の跡地を買うより、もっと広いところを買って家もできるし、それからいろんな商店をつくるとか、少しずつではあると思いますが、そういう形でそこにまちが発展していくんじゃないかと思いますよ。幸い、七浦は道の駅なんかで、あそこ中心は非常に今栄えてきています。今回もまた手を入れてもらうようなことで取り組みがなされるわけですが、ああいう地域ですから、それに付随してまたそこにそういう集落ができるということになれば、私は本当に鹿島市がもっとバランスのとれたまちづくりが少しずつできていくんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。時間がないので、簡潔に答弁をお願いします。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

鹿島の中心市街地以外の七浦を含めてということでございましたけれども、先ほどから答弁をいたしておりますが、住生活の基本計画、そして建設の検討委員会がございますけれども、これの提言をもととして今回の内容は重視しております。そして、先ほど御答弁いたしました、法令、条例の定めに基づいて市営住宅、公営住宅は建設する必要がございますので、現段階では中心市街地、町部のほうに建設ということで市のほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

決定ではないでしょうから、ぜひこれからも検討の余地はあると思いますので、その辺について全体的なバランスを考えながらということをお願いをしたいと思います。

もう時間ありませんが、今回、私、子供の貧困の問題、その他をいろいろと取り上げましたが、このいろんな問題が出てきているのはまさに安倍政権が進めているアベノミクスのマイナスのいろんな要素が重なり合っているものだと思います。私たちは、本当に国民が安心できる暮らしをつくっていくために、このような政治を変えていかなくてはならないと思います。さらに、市政を変えるためにもこれからも全力で頑張る決意を申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

おはようございます。2番議員の片渕清次郎でございます。

まず、4月におきましては、熊本地震により亡くなられた41名の方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されて現在もお避難生活を余儀なくされておられる多くの方々にお見舞いを申し上げます。そして、いまだ行方不明となっています大学生の大和晃さんの捜索活動が早く解決しますよう心より願っております。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日、私は1番目に鹿島市の防災活動について、2番目に18歳選挙権についてということで通告しておりまして、本日も佐賀新聞一面にこの2つのことが大きく載っております。そ

れぐらいのタイムリーな質問だと思いますので、心して質問したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今回の熊本地震を間近に体験して、私たち鹿島市民は防災の大切さ、また、その必要性を強く感じたのではないのでしょうか。そこで、今回の質問事項は、最初の項目として鹿島市の防災活動についてであります。

雲仙・普賢岳大災害、東日本大震災、熊本地震等の大災害を経験して、鹿島市でこれから取り組んでいくことをテーマにお尋ねしてまいります。

4月に起きた熊本地震では、当鹿島市も災害対策本部をすぐに立ち上げられ、本震の翌々日、4月18日には飲料水500本、アルミロールマット500枚の支援物資を供給、熊本地震被災支援室を設置、以下、商工会議所青年部による市民からの支援物資受け付けを開始、社会福祉協議会を窓口に義援金の受け付けを開始、さらには佐賀県が九州・山口9県被災地支援対策本部からの要請に基づき熊本県西原村を重点的に支援することとなり、早速、人的支援として職員の派遣を行い、避難所運営や罹災証明書発行業務、避難者の皆様の心のケア等に当たる業務などに従事されております。

きょう現在、第7次の派遣職員の方が西原村へ出向されております。一連の市の素早い対応と支援に敬意を表しますとともに、これからも佐賀県と連携をとりながら、さらなる支援を続けていってほしいと思います。

また、多くの鹿島市民の皆様や各団体の方々が被災地の復興のために義援金をされておりますことに重ねて敬意を表するものであります。

さて、熊本地震の際は鹿島市も大きな被害が出たと思いますが、ここでお尋ねをします。

4月14日の前震のとき、鹿島市で震度3、4月16日の本震のときで震度4を観測しております。この地震による市内の被災状況を市は詳しく把握されているのでしょうか。

家屋の被害、道路の被害状況、がけ崩れ、断水箇所、その他異変箇所など、パトロールや市民への聞き取り調査等を行われたのでしょうか。

そういう調査の結果をハザードマップに漏れなく書き込んでいき、将来の自然災害に備えるということが重要な仕事ではないのでしょうか。そうして作成したハザードマップをもとに将来の防災対策を計画しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

次に、災害時における消防団活動についてお尋ねをしてまいります。

消防団は、鹿島市の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は本業を持ちながら、みずからの地はみずからで守るという郷土愛の精神に基づいて消防防災活動をやっておられます。

火災や災害が発生したときには多くの消防団員が出動されています。また、年間を通じ、消防訓練や点検等をされており、地域防災のかなめを担っておられます。

まず、鹿島市の消防団組織の概要についてお尋ねをします。

最初に、団員数、また、その団員数は条例で定めた数を満たしておるのか、不足しておるのか、そして、団員の平均年齢を教えてください。

次に、消防ポンプ車の台数、それと無線機の数、車載用、携帯用それぞれお願いします。

次に、教育訓練についてお尋ねをします。

どのような教育訓練をされているのか、また、その内容や回数、時間などをお尋ねいたします。

次に、火災以外での消防団活動についてお尋ねをします。

消防団といえば、火事の際の消火作業が一番に思い浮かびますけれども、消火作業のほかにも風水害及び地震等の自然災害に対する防災活動、各種警戒活動や町内巡回等による住民に対する火災予防の指導などがなされているという認識でよろしいでしょうか。そのほかにも重要な任務があるのでしょうか。

ここで、実は私が一番危惧していることを申し上げますと、雲仙・普賢岳災害のときに火砕流による死者が43名、そのうち消防団員が21名、東日本大震災のときは消防団員が254名亡くなっています。

雲仙・普賢岳災害では、避難を呼びかけ中やパトロール中に火砕流に巻き込まれていらっしゃいます。

東日本大震災では、三陸海岸での水門閉鎖中で津波に巻き込まれた団員が約60名、避難誘導中の団員が約120名、残りの団員も港や避難路でその任務に当たっていたときにお亡くなりになっていらっしゃいます。

このように、大災害時におきましては、消防団員そのものが被災者となる確率が非常に高いと思われまます。したがって、教育訓練の際には、自分自身の安全を保つというその見きわめどころをしっかりと教える必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、避難誘導看板の設置について質問いたしますけれども、これは映像を用意しておりますので、後だつて一問一答の質問にて御答弁をお願いします。

続きまして、自主防災組織の活動についてお尋ねをします。

自主防災組織とは、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体でございます。その活動は、地域住民が協力して日ごろの火災の防止や消火訓練、避難訓練を行うこととなります。

実際に火災が発生したときは、消防への通報、消火器や消火栓を使つての初期消火及び応急処置に努めることとなります。町内や部落内にある消火栓の操法を習得することが肝心であると思っております。

平成7年に発生しました阪神・淡路大震災では、人命救出や防災のために最も機能したのは、この地域住民だったことが判明いたしまして、地域住民による平時からの自助、共助の営みこそが緊急時の危機管理において最大の効果を発揮するものとの検証がなされております。

議会におきましても、私たち総務建設環境委員会で昨年の10月、視察研修で石川県の輪島市に参りました。そこでは、災害に強い安心・安全のまちづくりについて学んでまいりました。

輪島市は、平成19年に発生した能登半島地震を教訓として、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、災害に強い安心・安全のまちづくりの推進に向けた取り組みを行っていらっしゃいます。

災害発生時における被害を軽減させるため、災害対策に精通した防災の専門知識を持った防災士というリーダーの育成、その防災士を核とした自主防衛組織の結成を進めていらっしゃいます。

ここでお尋ねをいたします。

防災士とは、消防局で普通救命講習、心肺蘇生法ですとかAEDの使用、止血法などを勉強されて、あと試験、訓練の受講で資格が取得できるとのことですが、輪島市においても防災士の有資格者をふやし、自主防災組織の強化と充実につなげていこうという考えはございませんでしょうか。

以上、防災についてですけれども、次に18歳選挙権についてお尋ねをいたします。

来月7月10日の参議院選挙で初めて18歳選挙権が導入されます。18歳、19歳の新たな有権者の意識を高めるために市選挙管理委員会が取り組んでいることについてお尋ねをいたします。

佐賀新聞を見ますと、今、「18歳選挙権 はじめの1票」という高校生への啓発活動を紹介する特集を載せていまして、これを興味深く私も読んでおりますけれども、投票率にどのような上乘せが期待できるとお思いでしょうか。

また、今回の参議院選挙での輪島市の投票率をどれぐらいと見ておられるのか。

また、今年度当初予算に参議院選挙の予算14,970千円が計上されておりますけれども、この中には18歳選挙権の新有権者に対する啓発活動等の予算は含まれておるのでしょうか。

以上、総括の質問としてお尋ねをいたします。

あとは一問一答にて質問してまいりますので、よろしく御答弁お願いいたします。以上です。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

まず、熊本地震に関しての輪島市の防災についてということでお尋ねですので、お答えをしたいと思います。

まず初めに、被害状況ということですが、こちらで把握している分でお答えをしたいと思います。

人的被害はないということで、一部給水管の破損、それから、災害対策本部設置時に深夜市内をパトロールしておりますが、倒木とか家屋の瓦の落下、壁のひび割れ、この家屋の壁のひび割れは後で報告があったものでございます。そういった報告がっております。

それから、後日、罹災証明申請が2件ほど上がっております。

それから、ハザードマップの作成についてということですが、平成22年に洪水ハザードマップを策定しております。今回の地震、それから津波などの災害による被災状況の把握を行って、ハザードマップに書き込むということは重要であると考えております。

現在の取り組みとしましては、自主防災組織の充実に力を入れて、そこで地図上での訓練、それから、実際の訓練で強化をしていきたいと考えております。

次に、消防団の活動についてでございますが、消防は消防組織法第1条に基づき、国民の生命、それから身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することが任務とされております。

消防機関としましては、常備消防機関と非常備消防機関である消防団の2種類がございます。

常備消防の職員はフルタイムで勤務をされ、消防団員はほかに仕事を持ちながら、災害や訓練などの都度、出動することになります。

そういったことで、消防団は、みずからの地域はみずから守るという郷土を愛する精神に基づいて、献身的に日々任務に当たっておられることは皆様も御承知のとおりかと思えます。

消防団員は、地方公務員法第3条により非常勤の特別職という身分で、消防組織法の規定により消防団の設置、名称、区域は条例で、組織は規則で定めることとされており、報酬、費用弁償、それから消防団活動に際しての死傷した場合の公務災害補償、それから、退職したときの退職報償金が支払われることとなります。

鹿島市の消防団の条例定数は782名で、平成28年4月1日現在、775名でございます。現在7名が不足しておりますので、定数の確保に現在も努めておるところでございます。うち、女性消防団員は14人でございます。平均年齢は、男女合わせて、全体で36.53歳でございます。

次に、機材でございますが、小型動力ポンプ積載車が31台、小型動力ポンプのみが16台、これは手引きリアカーで搬送をいたします。

車載用移動系無線機は、本部の防災車、それから指揮広報車、積載車のほうを合わせて33台、それから、本部に携帯用の無線が7基ございます。

次に、教育訓練状況でございますが、訓練は年度初めの新入団員、それから班長以上の幹部訓練、5月から6月にかけて水防訓練、これは土のう積みなどでございまして、雨季を前にして各地区ごと毎年回して行っております。

それから、8月に夏季訓練、11月には市全体での車庫点検、12月末の年末警戒、1月の文

化財防火訓練、それから、年度末の3月に機械器具点検、時間はおおむね半日程度でございます。

それから、地区によっては、福祉施設等での施設職員と合同での避難誘導等の訓練がございます。

これと別に、部長以上は消防学校への入校が2日程度ございまして、そこで研修を行っております。

消防団は、火災時以外でも将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、広報活動、災害防御活動、避難誘導活動等を初めとする防災活動において重要な役割を果たしております。

また、これ以外にも地域の要請に応じての山岳遭難、水難事故等に際しての行方不明者の捜索や、認知症徘徊者の捜索にも対応することになります。特に鹿島市の場合、多良山系があり、経ヶ岳は県内でも最も高い山で、多くの登山客が訪れています。

最近の登山ブームで、年々県外からの登山客や、特に高齢者も増加しているということで遭難されるケースもございまして、こういった場合、要請があれば消防団が捜索に向かうということになります。

このほかにも、ガタリンピックや花火大会、祐徳ロードレースなどの大規模なイベントや大会での交通整理、それから、地域の伝統行事の継承など幅広い活動を行っており、地域に密着して、コミュニティーの活性化、地域の安全・安心に大きく貢献をしているところでございます。

このように、消防団は地域住民で組織されており、地元の事情に精通し、地域に密着した存在であり、また、常備消防職員よりも人数が多く、大きなマンパワーを持っておりまして、日ごろから訓練を受けて災害対応の技術や知識を有しているため、災害発生時にはすぐに対応することができます。

以上のようなことが消防団の役割、そして活動内容で、消防団は郷土と地域住民を火災その他の災害から守るために、ほかに職業を持つ傍ら、自分たちのまちは自分たちで守るという精神で献身的に日々活動を行っておられます。

こういった中、平成3年の雲仙・普賢岳噴火災害、それから、平成23年の東日本大震災などでは、多くの消防団員の方が犠牲になられました。特に東日本大震災では、発生直後から消防団はかつて経験したことがない大災害で、消防団はみずからも被災者であったにもかかわらず、非常に困難な状況の中で水門等の閉鎖や住民の避難誘導、救助活動を行われ、その活動は高く評価されたところであります。

しかしながら、極めて強い使命感、それから責任感のもとに、消防団の活動の中で多数の団員が殉職することとなったわけでございます。

このとき、多くの消防団が犠牲になった要因としまして上げられるのが、これまでの想像

を超えた津波で、しかも津波の最前線となる危険が迫る中での対応力を超えた任務であったこと、それから、情報が不足していたこと、地域住民の防災意識が不足していたことなどが上げられています。

そこで、これらの教訓を生かして安全確保対策として、津波災害にあっては、消防団員を含め、全ての人々が自分の命、家族の命を守るため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員がみずからの命を守ることがその後の消防団活動において多くの命を救う基本であることを皆さんが理解していただく。また、情報伝達体制の整備と情報伝達手段の多重化や消防団の装備及び教育訓練の充実、住民の防災意識の向上を図るとともに、消防団の退避の優先を明確にし、退避ルールの確立など津波災害時の消防団活動の安全管理マニュアルの作成などが対策として報じられているところでございます。

また、地震、津波に限らず、さまざまな災害時において二次災害発生防止など、消防団は活動をしながらでも団長以下幹部は団員の安全確保を最優先とした活動を心がけ、指示命令をするよう、そしてまた、団員みずからも相互に安全を確保し、みずからの生命、身体を守ることを自覚することが重要であると考えておりますので、そういった教育訓練をしていきたいと考えております。

次に、自主防災組織の活動について、防災士の資格をふやすことについてどうかという御質問でございますが、まず、自主防災組織について簡単に御説明をいたしますと、災害による被害を最小限に食いとめるためには、まず個人の行動が基本となります。しかし、それには限界があるため、日ごろから隣人、集落、自治会を単位とした住民による危険箇所の点検、周知などの予防対策や避難訓練、それから、実際に災害に遭ったときの避難誘導などが重要になってきます。

このように、地域の皆さんが相互に協力し合って地域を災害から守る目的で組織されたのが自主防災組織であります。

自主防災組織の具体的な活動としまして、平時の活動は防災訓練の実施、防災意識の普及啓発、それから、地域内の安全点検、避難行動要支援者対策、また、災害時の活動として初期消火、応急手当及び救護、避難誘導、避難所運営管理、情報収集伝達などがあります。

現在、鹿島市の自主防災の組織率は約90%であるため、できる限りこれを100%になるように働きかけをしているところであり、また、組織結成後においても活動することが主体でありますので、防災訓練などの取り組みをお願いしているところであります。

なお、自主防災組織に対する助成としまして、設立補助、活動育成補助、防災資機材整備事業補助がありますので、それらを活用していただきたいと考えております。

自主防災組織は消防団とはまた別の組織であり、消防団は、先ほど申し上げましたとおり、消防組織法に基づいて市町村が設置する組織であり、身分としては非常勤の特別職となり、報酬が支払われます。これに対して自主防災組織は、自治会組織などを単位として地域の住

民が防災活動のために自主的につくる任意の団体であります。

防災士の有資格者の増をとということです、そこで、組織の核となるリーダーを養成するための研修、それから、情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努めて、これらの組織の日常化、訓練の実施、また、女性の参画の促進に努めるよう働きかけを今後も行っていきたいと考えておりました、研修費や旅費、講師謝礼、また、防災士登録の手数料、これらについては先ほど申しました活動助成の対象となっておりますので、これらの助成を活用していただいて、充実を図っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

寺山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（寺山靖久君）

私のほうからは、議員質問の大きな2番目の18歳選挙権についてということでお答えいたします。

議員先ほど申されたとおり、選挙権の18歳までの引き下げにつきましては、さきの国会で成立しまして、施行されて、7月10日の参議院選挙から適用されることになっております。

ただし、18歳と申しますのは、現役の高校生も含まれます。これらの新たな有権者への啓発活動につきましては、市単独で行うことは非常に厳しい状況でありまして、総務省、県選挙管理委員会、他市の選挙管理委員会等の動きも参考にしながら、鹿島市ではできる限りの啓発活動を模索しているところであります。

高校生向けに関しましては、総務省、文科省共同で「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」という副教材が作成されておりまして、学校のほうで活用されることと思っております。

ちなみに新たに18歳以上の選挙権を得られる方は、鹿島市内で約630人程度と見込んでいるところでございます。

議員質問の投票率がどのように上乗せで期待できるかということと、今回の参議院選挙の投票率をどのように推計されているのかということに関してですけれども、現段階で投票率を推計するのは非常に難しいこととあります。概して、若年層の投票率は高齢者に対して低いというのが今までの状況でございます。

ちなみに3年前の参議院議員選挙の佐賀県選出区でいきますと、鹿島市全体で50.74%ありました。当日の投票率と申しますのは、天気のごあいとか、その当時の何を具体的に目標にされているのかと大きく違ってまいりますので、そこら辺はあけてみないとわかりませんが、できるだけ新たな選挙権を得られた方、18歳の方が自分の得られた権利を放棄されることなく選挙に行ってくださいよう普及啓発活動は進めてまいりたいと思っております。

ます。

あと、後段の予算の中で18歳選挙権の啓発活動は含まれておりますかという御質問がありました。

県の委託金の中で、参議院選挙委託の広報啓発活動費というのが108千円ほど県のほうからいただくようになっております。これは、あくまで新たな18歳の選挙権を得られた方というわけではなくて、選挙民全体の啓発活動ということで措置されておりますので、そこら辺を活用しまして、いろんなグッズとかを市内のスーパーみたいところで、人が集まるところで配布しながら、その啓発活動は行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

それでは、午前中に引き続き質問をしてみたいです。

消防団の活動につきましては、細かな説明、本当にありがとうございました。

一つだけ、やっぱりどうしても調べてほしいのがございまして、熊本地震の折の16日の本震の際、浜町の北舟津から南舟津、JRの長崎本線が横切っていますけれども、そこからおよそ100メートルぐらい下の海寄りのところをJRの長崎本線と並行するような形で、直線距離で約200メートルぐらい、北舟津側で100メートル、南舟津側で100メートル、その直線距離の中にある10軒程度、目視でなんですけれども、一様に瓦が落ちて家屋の被害が集中しているところがございますので、そういったところも地元の人たちとか、区長さんとかに尋ねられて、調査をされて、しっかりあとのハザードマップ等に反映ができるようなことをしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

そういった状況であれば、家屋の被害がどの程度あったかというのは把握する必要があるかと思えます。

区長さん等にお伺いしながら把握したいと思っておりますけれども、これにつきましては、総務

課のほうでやるのか、家屋ですので固定資産の関係もありますので、固定資産の場合は全体の2割以上が損害した場合は減免対象ということらしいですので、そういったところまで含めてどちらで調査するのか検討して、調べてみたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

よろしく願いしておきます。

それでは、次の避難誘導看板の設置について質問を移していきます。

こちらのほう、総括でも発言しましたがけれども、映像を用意しておりますので、まずそちらをちょっと見ていただきましょうか。

〔映像モニターにより質問〕

映像が14枚あります。これは、隣の嬉野市の消防ポンプ小屋にある避難場所の誘導看板ですね。

それと、次が武雄市の橘町地区と朝日町地区、こちらの六角川沿いの水害の対策のための避難誘導の看板だと思います。こちらが朝日町ですね。

想定浸水線、あと避難場所まで650メートル、朝日公民館、このように一目でわかるような看板になっております。

それと、これが唐津市。唐津市は、公民館、あと避難場所を指定されている中学校、小学校、この辺に避難所という都市コミュニティーセンター、海拔約10メートル、こちらも一緒ですね。海拔と方向とを書いております。唐津市の第五中学校ですね。

そしてもう1つ、これが佐賀市。佐賀市のここは嘉瀬公民館というふうになっております。こちらも避難所の指定、1次避難所ということで、こちらには英語と韓国語、中国語、日本語で標高3.5メートル。

こういう形で、県内をぐるっと回って、看板を見つけて回ったんですけども、あと伊万里市のほうは見当たりませんでした。鳥栖のほうもちょっと探し切らんかったんですけども、嬉野市、武雄市、唐津市、佐賀市、こちらのほうではこのような看板を、避難所と設定しているところに案内板みたいな形でございました。これをもとに質問をさせていただきますけれども、よろしいですかね。

今月の「広報かしま」6月号、こちらの5ページ目ですか、鹿島市における緊急避難場所を確認しておきましょうということで、市内35カ所の避難場所の施設の案内がございます。

全部で35カ所、収容可能人数が1万1,310人、一番大きいところは西部中学校で収容可能人数が1,000人、東部中学校が690人、市民交流プラザ「かたらい」が790人というふうな一覧表で案内をしております、これは非常に小まめに見やすいものだと思いますけれども、

ここで3点ほど質問をいたします。

まず1つ目が、こちらの鹿島の緊急避難場所に指定してあるところに先ほど見た避難の看板、誘導の看板等を設置してないですけども、こういったものを設置することは考えていただけないでしょうかというのが1つ目です。

2つ目に、今、浜町の酒蔵通り、あと祐徳神社、ガタリンピック等々、鹿島市も観光客が集まってくるところがございますけれども、そういったところへの観光客に対しての避難誘導等ができる看板みたいなもの、それが2つ目。

3つ目が、先ほど佐賀市でありましたけれども、英語、中国語、韓国語、総括でちょっと発言いたしましたけれども、私たちが総務委員会で石川県に行ったときの輪島市、避難誘導は全部4カ国語でこういった今みたいな看板が立っていました。

こういったのは、外国人観光客はこれから鹿島市もふえるであろうと。今、鹿島市バスセンターに観光案内所ができておりますけれども、浜駅にもJRの列車で来られる外国人の観光客は結構いらっしゃいます。この間も香港から大勢で来られて、浜駅を利用されたというのを浜の観光協会の方からもお聞きしております。そういった方たちに対してもこういった避難誘導といたしますか、観光案内といたしますか、やっぱり避難誘導ですね、こういった形の看板等が設置できないものか、またしていただけないか、お尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

3点について、まず、現状についてお答えしますが、現在、鹿島市において避難誘導看板というのは設置していないような状況でございます。したがって、6月の市報等でお知らせしている避難所を地域住民の方が確認をしていただき、どのような避難経路で行けばよいか、災害に応じて想定をしておくことが望ましいと考えております。

また、鹿島市の地域防災計画では、避難の勧告、指示等を実施した場合は職員が避難誘導に当たるということになっており、その際、職員のみではどうしても対応できないので、消防団及び自主防災組織においてお互いに連携を図って誘導を行うこととなります。

避難誘導看板につきましては、地域住民にとっては日ごろから目につくことで、災害発生の際にも覚えやすいということもありますので、総務課としましては、現段階では実施計画において避難所等の看板設置事業を平成29年度に実施する予定でございます。

なお、参考までに今年度及び来年度にかけまして、佐賀県土地家屋調査士協会により公民館50カ所に――25カ所ずつですが、標高を示す掲示板を設置していただくことになっております。

それから、旅行、観光などの一時滞在者の方にも、避難路や避難場所等を含め、地域の実情に詳しくない方についての誘導に当たっては職員等で旅行者などに配慮した対応を行うこととされておりますけれども、そういった方々にとっても万が一の場合の安心感が得られることから便利であると認識しておりますので、今後設置する際は、先ほど紹介がありましたほかの自治体の設置状況等を参考にさせていただきたいと思っております。

それから、外国人の方の観光客にとってはどうかということですが、これも現在、鹿島市には多くの外国人の方が観光に来られておりますので、避難誘導等につきましても、ほかの観光パンフレットでも外国語で表示をしておりますので、そういった作成を心がけていきたいと思っておりますので、これについてもほかの自治体の設置状況等を参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

今の3点につきまして、答弁ありがとうございました。できるだけ早くお願いをしたいと思っております。

特に観光客等、外国からのお客様に限っては、人が手助けに来てくれるのを待つよりも、自分の目を見て、こっちに逃げたほうが早い、こっちに行ったほうが安全だというのが、やっぱり看板のほうが自分で探せる分早いだろうと思っております。ぜひとも早く、そういった誘導できるものの設置に向けてお願いをしたいところです。よろしく願いしておきます。

それでは、最後の18歳選挙権について質問をもう一度いたします。

今現在、18歳選挙権について、いろいろ新聞等を見ただけでも、こういうことをやっていますよ、佐賀県はこういうので18歳、高校生に対して選挙の啓発運動をやっていますというのが私たちでも一目でわかるように大きく連日紹介をされています。

その中で、これはきょうの新聞ですかね、高校生に向けて県内の商業施設やベストアメニティスタジアムで啓発グッズを配布。これは大人ですかね、競馬場や競艇場では大型ディスプレイを使い、来場者に投票日を伝える。18歳、19歳に向けた啓発活動は初めての試みで、どれだけ効果があるかわからないとしながらも、重要なのは多くの有権者に選挙に関する情報を伝えることとなっております。

昨年12月議会で同僚の杉原議員が質問されました。18歳の若者の投票率を上げていくための施策についてということで質問されていらっしゃいます。それに対する答弁を、総務省や県選挙管理委員会、他市の選挙管理委員会の動きを参考にしながら、鹿島市でできる啓発活動を模索していきたいと、このようになされておられます。

こういったのを踏まえた上で、今現在、18歳、19歳に限ってどうこうしていますというの

は、やっぱり高校での出前講座とか、そういったのが考えられるでしょうけれども、全体の投票率を上げる中で、こういった若年層の投票率を上げる捉え方としてどのような啓発活動につなげていかれるのか、再度お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

寺山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（寺山靖久君）

お答えします。

いわゆる若年層向け、高校生向けの啓発活動といたしましては、おくれればながらであります。4月25日、鹿島実業高校におきまして、生徒さんが360人ほどいらっしゃいますけれども、全校生徒を対象にしまして、「18歳選挙権について」ということで出前講座を行ったところでございます。

あともう1校、高校はありますけれども、それにつきましては、また後日、多分依頼があるのではないかとこのふうにご考えております。

あと若年層向けの啓発活動といたしましては、中学校、高校の生徒会長選挙、これは12月議会のときも答弁いたしましたけれども、生徒会長選挙に際しましては、実際の実物の投票箱並びに記載台を貸し出しいたしました。実際の記載台、投票箱に触れることによりまして、少しは実際の選挙が行われているんだという啓発活動になっているのではないかとこのふうにご考えております。

また、小・中学校、高校向けに関しまして、今から夏休みに入りますけれども、明るい選挙ポスター、これを依頼して作成いただいております。それに関しまして、そのポスターをつくることによりまして選挙とは何ぞやというところに触れていただきまして、少しでも選挙に関する理解が深まっておりますのではないかとこのふうにご考えております。毎年実施しているところでございます。

また、これは総務省のポスターになりますけれども、選挙権年齢が18歳以上になりますというポスターですね、これを各公民館等に配布しまして、そこら辺で人目に触れるようになりまして、選挙権が18歳以上が変わっていますよということで、なるべく広く広報をしているところでございます。

また、「広報かしま」につきましても、選挙のお願いと選挙権が18歳以上になりましたということをあわせて広報しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

大体わかりました。

いずれにしても、初めての18歳選挙権ということでどこも注目しております。また、いかにして若年層に選挙に行ってもらおうかということで、今は選挙の啓発活動イコールまず投票に行ってくださいというような広報の仕方に変わってきたような気がします。

いずれにしても、もう間近になっておりますので、私たちも機会あるたびに選挙に行くようにこの年代の方たちには伝えていきたいなと思っております。

時間が大分余っておりますけれども、最後に、今年の9月議会の折に私が一般質問をさせていただきます。

昨年6月30日、大洪水が起こりまして、7月1日の有明海でのクラゲの漁が中止になったと。その大きな原因が川上から流れてきたごみ、浮遊物で、結局、有明海のごみで船が出せなかったというのがありまして、何とか上流のほうにもそういったごみを減らすとか、なくすとか、そういった活動をぜひしましよと。

私たち漁師も海の森事業ですとか、そういった形で海を守るためのいろんな仕事、施策をやっております。みんな有明海を愛する者の集まりですので、川の上流にもこういった防災の意識を持って、なるべくごみをふやさないように、なくすように鹿島市民全員で努力していければなと思っておりますので、その辺、昨年に続けて重ねてですけれどもお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で2番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。1時30分から再開します。

午後1時20分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

皆さんこんにちは。1番議員杉原元博でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

去る4月14日夜及び16日未明に発生しました熊本地方を中心とする大規模地震において多くの方が被災され、さらに多くのとうとい命が奪われました。亡くなられた方々に深い哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。そして、前例がないほどの多くの余震がいまだに続き、熊本や大分地方の皆様を初め、いまだに不安な日々を過ごされておられます。今回の一連の地震の完全な終息と一日も早い復興を願っております。

また、鹿島市においても過去にほとんど経験したことのない震度3から4の強い揺れを観測しました。幸い大きな人的被害はなかったようですが、高齢者の方やお子様を初め、

市民の皆様方は不安な日々を過ごされたことと思います。私のところにも地震の後、いろいろな問い合わせをいただきました。私自身、鹿島市の対応がわからない点は市役所や商工会議所などに聞きながらお答えをしてみました。今回は確認の意味も含め、市民の皆様にもケーブルテレビ等を通して広く知っていただければとの思いで、災害対策と熊本地震について最初に質問をいたします。

まず、災害が発生したときの市の対応についてお聞きいたします。災害対策本部が設置される基準、例えば、地震の規模でいうと震度幾ら以上など。

次に、市民の皆様への窓口、担当部署、さらに、今回の大規模地震のような緊急事態が発生した場合の避難場所の提供などについてお尋ねをいたします。

2番目の大きな質問は、保育・介護に安心できる市（まち）へです。

社会保障の充実には、施設・サービスを支える福祉人材の確保が不可欠であります。介護・保育サービスを支える福祉人材は、みずからの仕事に誇りを持っているものの、離職をしたり、資格を取っても保育・介護の専門職につかない人が少なくありません。その理由として、他業種に比べて賃金が低いことや休暇が少ないなど1人にかかる仕事の負担が大きいこと、また、職場の人間関係に悩むことなどが上げられます。そのような状況を前提に質問したいと思います。

少子化の時代でもあり、保育士は足りているかと思いますが、鹿島市における介護・保育サービスを支える福祉人材の現在の状況について最初にお聞きいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。その後、一問一答でお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

総務課のほうから、最初の質問であります災害対策と熊本地震の対応についてお答えします。

まず、災害対策は鹿島市地域防災計画に基づきまして対応することになりますが、この計画の災害応急対策の中で、「市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画により災害の程度、被害の状況に合わせた活動体制を確立する。」とあります。

災害対策本部等の設置基準は、大きく分けて災害対策連絡室と災害対策本部の2つに分類され、それぞれ組織体制がございます。

まず1つ目が、災害対策本部を設置するまでに至らない程度である場合には災害対策連絡室を設置します。これも設置基準は、気象災害や大規模火災などそれぞれ災害の種類によって違いますが、地震の場合でいいますと、市内に震度3の地震が発生した場合には自動的に設置することになります。また、市内に震度3未満の地震が発生し、局地的に軽微な被害が

生じた場合で市長が必要と認めたときにも設置することになります。

今回、4月14日の21時26分ごろ、熊本地方でマグニチュード6.4、最大震度7の地震発生のとき、市内では震度3を観測いたしましたので、21時40分に災害対策連絡室を設置し、情報収集及び被害状況の確認等を行っております。

体制としましては、総務課、情報収集等が必要となる課で構成し、連絡室長は総務課長で、配備要員は、勤務時間内は各課で待機し、勤務時間外は速やかに登庁して配備につくこととしております。

次に、災害対策本部の場合ですが、地震の場合でいいますと、市内で震度4以上の地震が発生した場合は自動的に設置することになります。また、市内に震度4未満の地震が発生し、局部的に物的被害が生じた場合で市長が認めたときも設置することになります。

4月16日の1時25分ごろ、これも熊本地方でマグニチュード7.3、最大震度7の地震発生のとき、市内では震度4を観測しましたので、1時39分に災害対策連絡室を設置し、その後、午前2時に災害対策本部を設置し、市長を災害本部長として、職員50名の配備体制をとり、情報収集及び被害状況の確認を行ったところでございます。

なお、窓口となるのは基本的に災害対策本部の総務対策部総務班ということになります。

今回の大規模地震のような緊急事態が発生した場合の避難場所の提供はということですが、避難措置については、災害の発生のおそれがある場合、または被災後の二次災害、土砂災害、風倒木、火災等から住民の人命、身体を保護するため、市は必要に応じて避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令など、避難のための措置をとることとなっております。通常では洪水、高潮、土砂災害等の危険性がある場合、指定緊急避難場所及び一定期間滞在して避難生活を送る指定避難所を開設することになり、6月号の市報にも避難所の一覧を掲載して周知を図っているところでございます。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所として開設することも想定しております。

今回の地震のような場合は発生が予測できず、避難準備情報など発令できませんので、実際に被災された後から避難所の開設ということになります。

また、今度の地震は前震と本震と2回続けて発生し、また、余震も続いている中、不安がる住民の方も多かったということから自主避難を希望される方はいらっしゃいました。自主避難につきましては、住民の方の要望、問い合わせがあった場合、避難所をあっせんすることになりますので、公的施設であれば、市の職員が配置できる態勢が整い次第提供することになりますが、これ以外でも公的施設に限らず、区長さんの了解をいただき、区の公民館に避難することもあります。

いずれにしても、気象災害の台風や大雨と違って地震は予測がつかず、突然発生しますので、避難所の開設なども災害発生後からの対応となるのが大きな違いであります。そう

いうことから、市内でも大規模な地震が発生した場合を想定し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を防災の基本理念として災害に備えなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、私のほうからは福祉・介護を支える人材の現状ということでお答えをいたします。

介護関連施設の人材の状況についてお答えをいたします。

現在把握をしております市内の介護施設の職員数は、市内47施設で介護職員、看護職員、その他事務職員を含めて979人、1,000人弱の方が従業をされています。内訳は、主なものを申し上げますと、介護老人福祉施設が1施設で従業員100人、介護老人保健施設が1施設82人、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、4施設で61人、通所介護15施設で287人、訪問介護8施設45人などとなっております。

各種の施設での採用の状況をお尋ねしたところ、やはりハローワークや学校への求人、また、就職相談会などで募集をかけてもなかなか応募の数が少ないというのが実情とお聞きしておるところであります。このような状況とはお聞きをしておりますが、それぞれの介護施設においては、介護保険法等により、居宅サービス、施設サービスともそれぞれの施設に定められている人員、設備、運営に関する基準が定められており、この条件については満たす必要があります。例えば、介護老人福祉施設においては、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導士、介護支援専門員という多種の配置が入所者の数に応じて求められています。このように施設ごとに人員の配置が求められており、その基準に応じた職員配置は満たされているものと考えているところでもあります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

私からは、鹿島市の保育士の現状についてお答えします。

市内14保育所のとし4月の職員は、常勤保育士110人、非常勤保育士96人、看護師11人、栄養士・調理師40人、合計257人でございます。

市内の保育所14園は全て社会福祉法人であり、保育所と市が委託契約を結んで児童の保育をしていただいております。よって、保育所の職員配置は受け入れ児童の年齢や人数の基準に応じた配置を法人独自の運営で行われています。

鹿島市はいわゆる待機児童はなく、市全体の保育可能な定数は充足しております。ただし、保護者が希望する保育所に全員が入所できるとは限りません。

保育士の配置は国の基準により年齢児に応じた人数が定めてあり、ゼロ歳児、3人に1人の保育士を配置、1、2歳児、6人に1人、3歳児、20人に1人、4、5歳児、30人に1人となっています。

近年の保育所入所児童数は、年度当初1,100人台、年度末1,200人台でございます。年度途中も随時入所可能なため、年度当初ゼロ歳児は約50人ですが、年度末には約100人増の150人台となるのが最近の傾向でございます。このゼロ歳児の傾向は、母親が産休や育休後、子供が1歳児になる前の早期から働き始めるため、ゼロ歳児の入所が増加すると判断しており、また核家族化も要因であると思います。保育所がゼロ歳児を年度途中で受け入れるためには保育士を増員する必要がありますが、年度途中での保育士確保にどこの保育所も苦慮している現状がございます。年度途中の保育士不足の対策として、年度当初に年度末の状況を見込んで保育士を多目に雇用している保育所も少なくありません。保育所が保育士を募集する際、ハローワークの求人登録を利用したり、県社会福祉協議会内に設置の福祉人材センターや保育士・保育所支援センターの人材マッチングを利用しても合致する人材がほとんどいないため、結果的にどこの保育所も口コミで保育士を探していると聞いております。

ちなみに、鹿島市では母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業を行っており、母子家庭の母親や父子家庭の父親が保育士や看護師、准看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、養成機関に就学する場合の給付金を支給しております。市内の該当する方にはこの事業を利用して資格を取得していただき、福祉部門への就職につなげてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

答弁ありがとうございました。

最初の質問であります災害対策と熊本地震について、一問一答でお願いいたします。

今回の地震の後、鹿島市も素早く対応をしていただいたというふうに思っております。改めて確認をしたわけなんです、4月14日の前震があったときは、その何分か後に災害対策連絡室ができた。それから、16日の未明に起こった、いわゆる震度4を観測した地震の後には災害対策本部ができたという認識でよろしいかなというふうに思っております。

特に私のほうにもいろんな問い合わせや御相談もいただいたんですが、特に高齢者の方、あるいはひとり暮らしの方、また、マンションや市営住宅などの最上階に住んでおられる方などは非常に揺れが怖かった。また、御主人が出張でお母さんと子供しかいなかった。非

常に不安な日々を過ごした方も市民の皆さんの中には多かつたのではないかなというふうに思っております。

今回の14日と16日に発生した地震の後、市民の皆様の避難状況についてお伺いしたいと思います。

自主的に蟻尾山公園等に避難された方もいらっしゃったようですが、具体的に何名の方、あるいは何家族かも含めて、どこに、またどのくらいの期間で避難をされたのか、市が受け入れた避難状況について教えていただけますか。よろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

今回、4月14日、16日発生した地震での市民の皆様の避難状況ということですが、4月14日の地震発生の際に、1世帯3名の方がエイブル2階和室に自主避難をされております。このときは生涯学習課の職員が対応をしております。次の4月16日の地震発生の際は、エイブルと市役所に10世帯20名、市民交流プラザに2世帯6名といらっしゃいました。その後、自主避難者が来られる可能性があるということから、16日の夕方に各地区の公民館に職員2名を配置し、避難所を開設し、受け入れ態勢をとったところでございます。そして結果的に、のごみふれあい学習館に4世帯18名の方が自主避難をされ、16日の合計が16世帯44名となっております。ほとんどの方が翌17日には自宅へ戻られましたが、その後、20日まで市民交流プラザに自主避難をされた方もいらっしゃいましたので、職員が交代で宿直をし、対応に当たっております。

なお、16日には津波注意報が有明・八代海で発表されたためか、蟻尾山公園の市民球場駐車場付近に50台以上車がとまっており、そこに避難された方もいらっしゃったと伺っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

今回の地震では市内の方も16世帯44名の方が、特に本震の後、避難をされたということですが、実際に各地区でも避難された方が多くいらっしゃったのではないかなというふうに思います。例えば各地区の公民館ですとか、そういった各地区の避難状況についても把握はされているのでしょうか。ちょっとその辺の答弁もお願いしたいんですが。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

地区公民館での避難状況ということですが、先ほどお答えしましたように、うちのほうで把握しているのは、のごみふれあい楽習館、16日夕方に開設した各地区公民館で、のごみふれあい楽習館に4世帯18名の方が自主避難をされたところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

はい、わかりました。

次に、熊本を中心とする鹿島市の対応についてお聞きをしたいと思いますが、まず、鹿島市が行った救援物資について、例えば水を何本ですとか、毛布が何枚とか、そういった具体的な部分と、また募金額について、それから人材派遣について、職員がどこの地区に何名ぐらい行ったのか等ですね。きょうからも行かれたということもありますが、これまでの救援活動についてもお答えいただきたいというふうに思います。

それから、3番目に市民の皆様からの救援物資について、これは商工会議所が窓口になっていたと思うんですが、掌握できている範囲で構いませんので、答弁をお願いいたします。

それと、最後に市民の皆様からのいろんな行事などの際に募金活動をされている部分での募金額について、これも把握できている範囲で構いませんが、答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

熊本を中心とする被災地に対しての鹿島市の対応ということでお答えします。

まず、4月18日に総務部内に被災地支援のため、総務部長を長として人的支援班、被災者受入班、支援物資受入提供班、情報発信班の4つの班で組織する被災地支援室体制をとったところでございます。

支援物資の提供としましては、九州市長会の災害相互支援要請により、飲料水、これは500ミリリットルのペットボトルを500本、それから、アルミウォールマット500枚を、佐賀県市長会の取りまとめが佐賀市でございましたので、4月18日に佐賀市のほうへ届けております。

それから、被災地への職員派遣についてでございますが、佐賀県では九州・山口9県被災地支援対策本部の要請に基づき、熊本県西原村を重点的に支援することで決定し、これを受けまして、鹿島市では県と連携し、職員の派遣を行っているところでございます。5月2日

から本日20日まで、本日も支援をしております。出発しておりますが、これまでに合計9名の職員を派遣し、避難所の運營業務や住家被害認定調査業務に従事しております。また、このほかに5月23日から5日間、保健師1名を宇土市に健康相談活動として派遣しているところでございます。

また、このほかに職員でボランティア休暇を利用して支援に出向いた者が1名、一般市民の方でボランティアとして災害派遣従事する場合、高速道路の車両証明申請が出た分のみでわかる範囲になりますが、8名の方が益城町へ物資仕分け、炊き出し等で活動をされておられます。また、鹿島市内ということではございませんが、消防、警察初め、漁協や農協等の各団体も人的、物的、義援金等の支援をそれぞれ行っておられます。

次に、市民の皆様への救援物資ということですが、鹿島市では佐賀県と連携し、現地のニーズに応じた対応を行うこととし、必要な物資がわかり次第、市民の皆様へ支援を求めることとしており、これまで支援の要請はあっていないことから、直接市のほうで物資の受け付けはいたしておりません。しかし、鹿島市商工会議所青年部のほうで4月18日から22日までの間、支援物資の受け付けを実施し、おむつ、飲料水、トイレトペーパー、食料品等、110名の方から提供をいただいて、4月20日に熊本県大津町に、24日に熊本市などに搬送をされておられます。

市民の皆様からの募金状況ですが、いろんな団体や個人で募金をされておられると思いますが、鹿島市社会福祉協議会を窓口にした把握できている分についてお答えします。

4月18日より受け付けを開始し、市役所1階、エイブル、各地区公民館、市民交流プラザかたらいなどに募金箱を設置した分と、募金箱以外の共同募金会の分を合わせまして、5月末現在で3,107,263円という額が報告されております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

詳しい答弁ありがとうございます。

実は地震の後、私のところにもこうやって熊本に支援をしたいけど、どうしたらいいんだろうかとかという問い合わせもいただいております。今おっしゃったようなことを実際鹿島市がやっていたわけなんですけど、残念なことは、市民の方になかなかその思いというのが伝わってなかったんではないかなというふうに思います。鹿島はどがん対応ばしよっとかようわからんとか、もっとアピールばしたほうがよかとかといった御意見も聞いております。必要以上に誇大アピールする必要はありませんが、市民の皆様方に、やはり鹿島市がこういった対応をしっかりとしているんだということを十分に伝え切れていなかったのではないかなというふうには感じております。その点についてはどのように感じておられますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

今回の鹿島市の対応につきましては、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな形で被災地に対する支援を行っているところでございますが、確かに議員御指摘のとおり、情報発信というのが不足していたかというのがございます。これについては、鹿島市新世紀センター建設に伴いまして、これまで屋外の行政無線とあわせて、屋内放送システムが整備されますので、ホームページや市報での情報発信に加えまして、いろんな媒体を利用して、市民の皆様にもっと多くの媒体を利用してきめ細やかな情報発信、それから、より早い情報発信に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

はい、ありがとうございます。

実は先ほど片渕議員のほうからも紹介がありましたが、6月号の市報に災害について特集と申しますか――が載っています。市民の方も当然御存じだとは思いますが、中にはいろいろ忙しくて市報もよく目を通されていないというふうな方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。6月号の市報の4ページには「災害に備えて」ということで、今ちょうど梅雨の時期でもありますが、「雨の降り方に注意しましょう」というふうなことで、雨の降り方に対することと、それから、土砂災害の前兆現象についてとかということが載っております。それから、5ページは緊急避難場所ということで、これ一覧表にしてこのように書いてございますが、これは非常にわかりやすいと思います。先ほど答弁いただきました市民の皆さんが避難された市民交流プラザかたらいですとか、生涯学習センターエイブル、それから、のごみふれあい楽習館、それ以外にも市民体育館が630名収容可能とか、また、北鹿島の北鹿島体育館ですと480名の収容可能とか、非常に多くの人を収容できるというふうなことで、大雨、台風、地震、津波という項目別に避難所として活用できるというのが一覧表に載っておりますので、これは各家庭で切り取って、家族みんながわかるような場所に張っておくなどされたら非常にいいのかなというふうな気もしております。それから、6ページには「『平成28年熊本地震』関連のお知らせ」ということで、先ほど答弁いただきましたように、鹿島市が熊本に対してのいろんな支援物資の提供ですとか、市の職員の派遣、義援金の受け付け、それから、市営住宅の提供などの項目についても載っております。こういったところの情報というのもきちんと市報を見ればわかると思うんですが、なかなかス

ピーディーな対応という面では、今回のこと、反省にも残るんじゃないかなというふうな気がしております。

先ほどちょっと言われましたけれども、いよいよ8月末に新世紀センターも完成をします。災害時の対応や避難指示などが今まで以上にタイムリーに、そして的確に行われることが十分に期待できると思います。今回の地震での教訓も生かしながら、今後の鹿島市の災害時の対応について、新世紀センター建設に伴う新たな対応も含めてお聞きをいたします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

新世紀センター建設に伴う新たな対応ということですが、今回の熊本地震の場合の災害時のときの災害対策本部を設置した場合とかについても、今度整備されるときはそこで従事することになります。特に大規模災害が発生した場合、東日本大震災とか熊本地震のようになりかなり長期間にわたって災害対策本部が設置されるということになります。そうなってくると、災害情報の収集とか発信、また、国や県など関係機関と連携した対応ができる常設の災害対策本部というのが現在の庁舎ではスペース的には厳しいというような状況にあります。それで、それに加えまして、通常の業務にも支障を来すということになります。また、本庁舎が損壊するという危険性もまだあります。そういったことで、本庁舎の機能が麻痺しても防災や上下水道のライフライン部門の業務を維持するよう、また、佐賀県とも連携できるよう鹿島新世紀センターを整備しているところでございます。災害が発生した場合、十分な機能を発揮できるよう、今後はソフト面も含めて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

はい、ありがとうございます。

新世紀センターができてから、それに伴って各家庭の防災情報伝達システム整備工事というのが今ずっと並行して行われていると思います。私は高津原のほうに住んでいますけれども、まだ工事は終わっていません。市の中心部は最後のほうになるというふうに聞いておりますが、各家庭への工事のスケジュールというのは予定どおり進んでいるのか。

また、新世紀センターの完成も約5カ月ほど延びたわけなんですけど、あわせて、工事が予定どおり進んでいるか、念のためお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

防災情報伝達システムのCATV屋内放送システムの整備状況についてでございますが、これは市内全世帯緊急避難所、それから、公民館等に告知放送受信機を設置して、防災行政無線の屋外の同報系システムと同様、緊急放送をするものでございます。これは昨年7月の臨時議会で議決をいただいたもので、平成27年と今年度の2カ年で整備をするものでございます。

工事の契約期間は本年12月21日までとしております。現在、戸別の受信機を地区ごとに順次各家庭に設置しているところでございますが、御家庭との工事の日程の調整、それから、同意書がとれないというような部分もありまして、若干おくれぎみではございますが、ほぼ予定どおり進んでいるような状況でございます。

それから、鹿島新世紀センターの建設の進捗状況ということですが、これにつきましては、工期を変更しました後は順調に進んでいるところでございます。

それで、この新世紀センターの整備にあわせまして、屋内放送の本体の装置を新世紀センター内部に設置しまして、その後、試験放送を各地区単位ごとに行って、9月以降順次運用を開始して、この屋内放送システムの運用を開始していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

はい、ありがとうございます。

最後に、市長に答弁をお願いしたいと思いますが、今回の熊本地震が教えたものといえますか、教訓、鹿島市はこういった対応がちょっと不足していたのではないかと、あるいは予期していなかったとか、また、今後はこのように対応するとかといったことがありましたら、総括的に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

総括的に申し上げます。鹿島市はハード的にはかなり水準の高い装備を現在保有していると、これは言えると思います。ただ、実際、熊本に職員が行っていろんなことを経験して帰ってきております。その報告を見ましたら、やはり現地に行かないとわからないことはもちろんあるんですけれども、日ごろからの訓練が絶対必要だということと、それから、先ほどから例えばハザードマップの話なんか出ておりますけれども、実際起きたときの避難

ルート、それも場合によっては水害の場合と地震の場合と、あるいは火災の場合とかいろいろ違うと思いますから、1つだけじゃなくて、いろんなケースを想定して対応していかなければならないなということを感じております。

それから、行った人間からの報告の中で1つだけそうだろうなと思いましたが、最初は助かってよかったという話になりますよね、みんな残った人は。その後、さあ、どうしようかということで相談になると。現在、一番被災をされた方々の関心事項は、この後、一体どうするんだろうかと。その一番が例えば家の建て直しとか、場合によっては移転するということになるんですけども、その調査ですね。そうすると、それぞれ例えば赤、黄色とか、いろんな紙を張られるわけですよ。そうすると、見た目は同じように見えても、赤と黄色ではたしか支援金とか助成金が倍、半分違ったりするんですよね。そうすると、どうしても何であそこは赤やろうか、うちはそうじゃないのにとか、そんな話が出ます。だから、そういう意味での蓄積で一番頑張っているのは、私たちのまちの職員も頑張ってはおりますけれども、一番てきぱきとさばいているのは実は宮城県とか、そういうところから、あるいは兵庫県とか、実際、経験した人たちがてきぱきとさばいているというふうに聞いております。そういう意味では、支援サイドも被災だけじゃなくて、人間だけじゃなくて、支援をするサイドでもいろんな情報を整理しておくということが効果を発揮するなと思っておるところでございます。

いずれにしても、正確な情報を伝えるということがいかに難しいか。それから、ちょっと最近はやっている言葉なので誤解を受けるといけないんですが、客観的な第三者の目でちゃんと見たときに、本人たちから、うちはえこひいきされているというのかな、何か不公正な扱いされているんじゃないかと思われぬようなことをどうやってやっていくかというようなことを難しいということを知っておりまして、きょう先ほど出発をいたしましたので、その職員にもそういうことを伝えておいたところでもございまして、まだまだソフトの部分で我々いろんな面から確認をし、市民の皆さんにそういう発信をしないといけないかなと思ったところでもございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

はい、ありがとうございます。

いよいよこの新世紀センターができます。市民の皆様からもいろんな御意見も伺ってはおりますが、建設に伴ってはいろんな経費や、また人的な労力も相当かかるというふうには思います。しかし、自然災害の恐ろしさ、特に今回の熊本地震を体験して、いつ鹿島でもこういった災害が起こるかもわからないと。こういった自然災害は避けては通れない。また、人命は何ものにもかえがたいというものであるというふうにつくづく思ったところでもござい

す。そういった意味で、この新世紀センターが今後鹿島市のために大いに活躍するんじゃないかなというふうに思いますし、また、佐賀県や周りの市町との連絡、そういった部分でも大きな役割を果たしていくんじゃないかなというふうに思っております。

ハード面ではそうでしょうが、先ほど市長がおっしゃったように、ソフト面での対応についてもやはり今後求められてくるんじゃないかなというふうに思いますので、私自身も市民の皆様の意見もよく聞きながら、本当に災害に強い鹿島を目指して頑張ってまいりたいというふうに思っております。

最初の質問を終わります。

次に、2番目の質問であります保育・介護に安心できる市（まち）へについて、一問一答でお願いをいたします。

まず、保育士の現状について先ほど答弁をいただいたんですが、鹿島市においては待機児童の問題もないと。全国的には非常に待機児童の問題ですとか、あるいは今後保育士が不足してくるんじゃないかというような問題も抱えておりますが、今のところ鹿島市においてはそこまでないような状況ではありますが、この状況というのは現状で言えば保育士が足りているということで、1人の保育士にかかる負担が非常に大きいというわけではないということが言えるのか、全般的に保育はある程度行き届いているということが言えるのかということをお聞きたしたいと思います。

というのが、保育の段階が非常に重要だと思うのは、小学校や中学校に入る前の段階の教育ということで、特に小学校、中学校では、いわゆるいじめや不登校の問題等もあります。いろんな環境がなせる部分もあると思いますが、家庭環境だったり、周りの状況だったり、いろんな問題もあるかと思いますが、この保育機関の教育といいますか、これも非常に重要ではないかなというふうに思っております。その辺のところも含めて、現在の保育の状況というのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

保育所の現場における現状ということでお尋ねだったかと思います。保育所はもともと保護者が就労等により子供たちを昼間の間見られないということで、子供さんたちを保育所が保育士によって一日預かるということなんですけれども、それに関しましては、まず教育という部分ではなく、あくまでも保育所は保育なんですけれども、そういった中でも、やはり時間がいろんな部分で使われておりまして、まず、半年ぐらいの小さいお子さんだったら、例えばゼロ歳児だったら、やっぱりおむつの訓練だったり、家でできていないですよね。そういうおむつの訓練だったり、トイレの排せつだったり、もしくは御飯を食べるときの箸の持ち方とか、そういうところから子育てのお手伝いを保育士、保育所がやっていると思って

います。

それから、少しずつ大きくなると、やはり絵本などでの読み聞かせなどで情緒豊かに暮らせるようにということとか、あと音楽療法というか、音楽での時間を過ごすとか、演奏などありますよね。各保育園いろんなさまざまな取り組みをされていて、太鼓だったり、金管とか、あといろんな楽器を使っただけの演奏などもされていますし、もちろん保育所での発表会なども毎年どこの園もあっております。そして、あとある程度就学前ぐらいになると文字などもされているとはお聞きしておりますが、そこまでこちらとしてはカリキュラムなど特定して指定しているわけではありませんが、ほぼ幼稚園や保育所は同じような子供さんの年齢に応じた保育なり、教育に近いことをしていると聞いております。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございました。

次に、介護について先ほど答弁をいただきましたが、介護士の状況についてちょっとお聞きをしたいと思います。

鹿島市において介護士も現状では不足はしていないというふうなことで理解をしたところなんですけど、先般も全国的には非常に残念なニュースがあつておまして、介護施設の職員が入所者を建物のビルから突き落として死亡させるというような事故もあつております。また、入所者に対する暴力や虐待等も全国的にはあつているところもあるようではあります。なかなか仕事がハードで疲労が蓄積しやすいと、精神的に追い詰められてそういった行動を起こすということも考えられると思いますが、鹿島市においてはそういったことはないというふうに思っておりますが、そういったところの防止策といいますか、その辺はどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

議員おっしゃられるように、施設従事者での要介護者への虐待、また、家庭内での虐待というのは社会的にやはり今大きな問題になっていて、おっしゃられるように報道等でもあつているところであります。

全国的にでございますが、鹿島市でも施設従事者への虐待の防止の研修会、また、そういったものを継続的に介護施設のほうでもやられていますし、鹿島市でも集まっていたいただいでるの集団での研修会、また、県でもそういったところの研修会というのを継続的に今実施しているところです。そういったことによって、施設従事者の方への認識というのを高めて

いつていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

はい、ありがとうございます。

今おっしゃったように、介護士、そういった施設に従事をされている方々のいろんな研修というのは非常に大切なことじゃないかなというふうに思っております。今後、高齢化を迎えていきます。ますますこの福祉・介護に従事する方々の負担と申しますか、そういった人たちの役割というのは今後本当に大きくなっていくというふうに思っておりますので、そういった介護士の方、施設に従事される方々のやはり質の向上というのは求められてくるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

国は2015年度の補正予算、それから、2016年度の予算で在宅施設サービスの整備の充実、加速化とともに、それらを支える福祉人材の養成、確保策を盛り込んでいますが、具体的にお尋ねをいたします。

また、ニッポン一億総活躍プランの中で、どのようなことが処遇改善などとして盛り込まれているのかもあわせてお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

介護施設の基盤整備につきましては、国の方針においては全国規模で前倒しの整備をすることにより、2020年代初頭までに約50万人分の施設整備をするとの方針が出されております。

また、サービスを提供するための人材の確保策としては3つの柱が示されているところであります。

1つ目は参入促進です。これは介護職を目指す学生の増加と入学後の就学を支援するとともに、卒業後の介護現場への就労定着を促進するための就学資金の貸し付けを行うことや、学生や保護者、進路指導担当者に対する介護職の理解促進と魅力を発信し、あらゆるルートから参入を図ることが想定されています。また、高齢者などの地域の住民による生活支援の担い手の養成や、ボランティアとシルバー人材センター等との連携強化策などが上げられています。

2つ目は資質の向上です。これは介護人材のキャリアアップのための研修支援やその研修に係る代がえ要員の確保、潜在介護福祉士の再就業促進のための研修の実施や離職後の所在の把握などが上げられています。

3つ目は労働環境、処遇の改善です。これは新人介護職員に対する指導担当者制度等導入のための研修や管理者等に対する雇用改善方策の普及として、雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度の説明会、負担軽減のための介護ロボットの導入支援を行うこと、また、介護従事者の子育て支援のための施設内保育所施設運営支援などが上げられています。

これらのことが平成28年度予算として介護人材確保の方策として上げられているところであります。

また、今月にはニッポン一億総活躍プランが決定され公表をされました。このプランの中でも介護離職ゼロの実現に向けて、その取り組みが示されています。介護職員の処遇改善については、これまで平成21年度から交付金により実施をされ、平成24年度からは介護報酬に加算をする介護職員処遇改善加算とされたところであります。平成27年度の報酬改定においても拡充をされたところであり、これは月額平均12千円相当の処遇改善が行われたとされています。プランにおいては、平成29年度からは競合他産業との賃金格差がなくなるようキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均10千円相当の改善を行うこととされています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

ニッポン一億総活躍プランで保育士について掲げている分は、求められる保育サービスを支えるために必要な保育士を確保するというところで、2017年度末までに2013年度比でプラス9万人を目指しているということになっております。これまで保育士の処遇改善等を25年度と26年度行われておりますが、これについては、鹿島市では全保育所合計約24,800千円を2カ年間支給いたしました。27年度は人事院勧告に従った1.9%に加え、1人当たり3%分を保育所運営費に加算しており、全保育所合計約40,000千円を支給したことになります。こういう処遇改善ということで、今度のアベノミクス効果を波及させるということになっておりますが、今度27年度についてはまた新たな加算ということで、保育士給与を月額2%、1人当たり平均6千円を引き上げて、さらに、保育技術の高いベテラン保育士に給与を手厚く配分、最高で月給40千円程度の加算と載っておりましたが、計画どおりに実施されると思われまます。そして29年度のこの支給方法はまだ国から示されておられません、27年度と同様に保育所運営費に加算しての支給ではないかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

いろいろ詳しい答弁ありがとうございます。

国もこういったニッポン一億総活躍プランの中でいろんな政策を打ち出しているわけなんですけど、鹿島市としても今答弁いただいたような、それぞれ地域でいろんな工夫をされておられるというふうなこともあります。

それと、もう1つお聞きしたいことが、保育士や介護福祉士は資格を持っているのに職についていない人、いわゆる潜在者が多いと言われております。全国的には保育士の従事者数が48万人に対して、潜在者数はその1.67倍の80万人、また、介護福祉士の従事者数66万人に対して、潜在者数は52万人という状況です。国の状況と我が鹿島市の状況は違うと思いますが、どうしてこのような状況になっていると思いますか。また、その改善策としての所轄の担当課としてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

介護士が職についていないということですが、介護従事者の離職については、結婚、出産、育児がその大きな原因の一つではないかと考えております。介護施設等では24時間の交代勤務などがあり、その勤務形態などが一つの要因ではないだろうかというふうに考えているところであります。全国的に国が調査をした結果でも結婚、出産が理由の1位、次が法人の理念、運営のあり方に不満があった、3番目が職場の人間関係などとされています。ほかに収入や心身の問題などが理由として上げられているところであります。

改善策との御質問であります。介護事業所の職員の確保については、制度上、市が直接関与しておらないところであります。介護保険制度の中で先ほど申し上げましたような処遇改善を行い、これにつきましては、先ほど申し上げませんでした。平成27年度の実績では鹿島市全体で90,000千円弱の加算がとられております。対象となる45事業所中40事業所、全体の89%がこの処遇改善の加算の適用を受けております。そういったところなどの処遇改善を行って、国が行うこととしている子育て世代への支援策、また、介護職員へのキャリアアップ支援などにより離職を防ぐとともに、再就職を望まれる方には、先ほど福祉課長が申し上げました社会福祉協議会が行う福祉人材センターやハローワークが実施する福祉人材の相談会や面接会の情報提供を行っていくということを考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

潜在保育士についてですが、先ほど申しましたように、年度途中での保育士の雇用についてはなかなか難しいという点がありますが、これについては、保育士がやはり保育職につい

ていない理由として、結婚や出産後の子育て中の働き方の選択が大きい要因と考えられます。また、保育所も同じ意見でございます。市内のほとんどの保育所は朝7時から夜7時まで開所しています。子育て中の保育士資格を持つ母親は、朝夕の時間帯や8時間労働よりも、家事、育児と仕事が両立しやすいパート職や短時間勤務を選択していると言えますし、核家族も影響していると考えられます。現に保育所が子育て中の保育士を雇用する際は、時間帯や勤務時間数などの要望を聞き、短時間労働を組み合わせたローテーションなどで雇用人員を確保している現状があります。

また、さきの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で御説明いたしました、保育士の設置基準の弾力的な運用が可能となりましたが、これは保育所にも同様に適用されました。このことを受けて、子育て経験豊かな保育助手や子育てが落ちついた幼稚園、小学校教諭、養護教諭などを雇用することでカバーしている保育所も多数ございます。こういうことから、この弾力的な運用と、また、先ほど申しました母子家庭等の職業訓練への助成金などを活用して保育士がふえていただくことを願いたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

保育士の現場、あるいは介護施設の現場でいろんな御苦勞をされているというふうなことがわかりました。特に子育てをしながら保育士として勤務されている。なかなか長時間労働ができない中、そういったローテーションの組み合わせとかでうまくやっておられるというふうなこと、あるいは子育ての経験豊かなベテランの方なんかの手助けを得ながらやっているといったことも答弁をいただきました。これからもやっぱりこういった市がバックアップもしながら、保育、そして介護の全面的なバックアップも必要ではないかなというふうに思います。そういった意味で、今後の介護サービスを支える福祉人材の役割はますます大きくなり、そのニーズが求められていくと思います。

最後の質問です。業務負担の軽減と生産性の向上として、ICTの活用や介護ロボットの導入など先進的な技術にも期待が持たれております。今後の見通しとしては、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

ICT活用や介護ロボットの導入については、先ほども申しましたように、総活躍プラン

の中でも生産性の向上を図ることを目的に示されているところであります。これにより、介護の質を低下させずに効率的なサービス提供に資する基準の緩和や効率的、効果的な職員配置を推進することができるとされています。

具体的には、介助者が高齢者をベッドから抱え上げるときなど移乗介助のための動作を補助するパワーアシストを行う機器や、高齢者の外出を支援し、荷物を安全に運搬する歩行支援機器、また、施設において認知症の方の見守りをするためのセンサーや外部通信機器、在宅介護において転倒検知センサーなどが例示をされているところであります。いずれもロボット技術を用いた開発を進めるとされています。平成27年度の国の補正予算では、介護ロボット等導入支援促進事業により、その導入経費を助成し、介護従事者の負担軽減を図るとされています。

今後の見通しとのことですが、報道等では既に実用化されているところもあるようですが、まだまだ今後も国では開発支援を続けていくとされ、その計画が実現されれば介護従事者の負担軽減が図られ、業務の効率化になると考えております。

また、ICT活用のモデルについても今後普及が図られ、どのような形での導入が効果的なのか、それぞれの施設に合った形態が示されてくると思われまますので、市内の施設においてもその活用が図られていくものと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございます。

今後、こういったICTの活用ですとか、先進的な技術がやはり期待されているわけなんですけれども、こういったことで少しでも介護の負担も軽くなり、快適な生活ができるように、何とかそういった高齢者の方が住みやすくなる社会ができるということを期待しております。

今後、鹿島市としてもますます高齢者の方が住みやすいまち、そして乳幼児を抱える若い夫婦や子供たちが住みやすいまちづくりを目指して、今後とも保育・介護に安心できるまちを目指して頑張っていきたいというふうに思います。いろんな難しい答えにくい答弁もあったかと思いますが、いろいろ詳しく答弁いただきましてありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

以上で1番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明21日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時46分 散会